

令和3年第5回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和3年6月22日																																
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																
開 会 （ 開 議 ）	6月22日午前9時0分宣告（第2日）																																
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 番 岩 崎 真 滋</td> <td style="width: 50%;">2 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>3 番 山 本 隆 史</td> <td>4 番 井 戸 太 郎</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一	3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																				
1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一																																
3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎																																
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																																
7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝																																
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子																																
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																																
欠 席 議 員	な し																																
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>事 業 部 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>山 崎 孔 史</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>松 本 光 弘</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>末 永 潤 子</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>浅 井 利 育</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>乾 充 喜</td> </tr> <tr> <td>福 祉 こ ど も 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>経 済 建 設 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>大 辻 孝 司</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	岡 弘 明	総 務 部 長	川 西 貴 通	住 民 福 祉 部 長	大 浦 孝 夫	事 業 部 長	島 野 千 洋	教 育 部 長	巳 波 規 秀	会 計 管 理 者	橋 本 雅 至	政 策 推 進 課 長	山 崎 孔 史	総 務 防 災 課 長	松 本 光 弘	税 務 課 長	末 永 潤 子	住 民 生 活 課 長	浅 井 利 育	健 康 保 険 課 長	乾 充 喜	福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三	経 済 建 設 課 長	寺 口 嘉 彦	上 下 水 道 課 長	大 辻 孝 司
町 長	西 脇 洋 貴																																
副 町 長	植 田 充 彦																																
教 育 長	岡 弘 明																																
総 務 部 長	川 西 貴 通																																
住 民 福 祉 部 長	大 浦 孝 夫																																
事 業 部 長	島 野 千 洋																																
教 育 部 長	巳 波 規 秀																																
会 計 管 理 者	橋 本 雅 至																																
政 策 推 進 課 長	山 崎 孔 史																																
総 務 防 災 課 長	松 本 光 弘																																
税 務 課 長	末 永 潤 子																																
住 民 生 活 課 長	浅 井 利 育																																
健 康 保 険 課 長	乾 充 喜																																
福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三																																
経 済 建 設 課 長	寺 口 嘉 彦																																
上 下 水 道 課 長	大 辻 孝 司																																
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議 会 事 務 局 長</td> <td style="width: 50%;">西 谷 英 輝</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝	主 幹	高 橋 恭 世																												
議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝																																
主 幹	高 橋 恭 世																																
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。																																

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	11番	下中 一郎	1 住民参加のまちづくりについて 2 南都銀行との連携協定について
2	9番	山田 仁樹	1 平群町 道の駅の更なる活性化と情報発信について 2 駅周辺整備事業と町財政状況について
3	12番	馬本 隆夫	1 デマンド交通について 2 法定外公共物の管理について 3 公営住宅の管理について 4 空き家対策について
4	7番	山口 昌亮	1 櫛原山林のメガソーラー開発について 2 町広報の配布方法について 3 榎原地区の農地への不法投棄の改善を
5	8番	森田 勝	1 駅周事業は第三者で検証すべきでは 2 災害時に安全に避難できるのか 3 防災調整池の管理責任は 4 安全な町道に
6	1番	岩崎 真滋	1 困窮者支援について

令和 3 年 第 5 回 (6 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 2 号)

令和 3 年 6 月 22 日 (火)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和3年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

町長より、一般質問時における理事者側の課長級の対応についての申入れがありましたので、この取扱いについて、議会運営委員会を開催していただきたいので、暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時00分)

再 開 (午前 9時25分)

○議 長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

先ほど開催されました議会運営委員会の結果の報告を求めます。

議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長 (下中一郎)

それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

町長より、一般質問時における理事者側の課長級の対応についての申入れがございました。

その取扱いについて、先ほど協議をいたしましたところ、その結果、一般質問時における課長級の対応については、試行的に質問者の質問事項の担当課長だけが出席するという事に決定をいたしました。

以上でございます。

○議 長

ありがとうございます。

お諮りします。

委員長の報告のとおり決定することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、一般質問時における課長級の対応については、試行的に質問者の質問事項の担当課長だけが出席することに決定をいたしました。

それでは暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時25分)

再 開 (午前 9時27分)

○議長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付をしております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は11名の議員から提出をされております。本日は発言順位1番から6番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず発言番号1番、議席番号11番、下中議員の質問を許可いたします。下中議員。

○11番

11番、下中一郎でございます。本日の1番ですので、よろしく願いいたします。

それでは、2点について質問通告をいたしておりますので、1点目から入ります。

1番、住民参加のまちづくりについてであります。

町の活性化を求め、各自治体はそれぞれ知恵を出し、まちづくりを進めています。まちづくりは行政が主体を持って旗を振っても成果が上がらないことも多分にあります。まちづくりの主役は住民であるという認識の下、住民参加の行政は不可欠であります。多様化する住民ニーズを迅速かつ的確に反映させていくためには、今後さらに行政への住民参加が求められ、住民活動と行政施策

が両輪となって進めていくことが必要です。

住民参加の意義は、まちづくりへの直接、間接の参加により自治意識の高揚とともに、地域コミュニティーの形成や住民相互の交流、連携にあります。本町においても、これまで自治会をはじめ各種団体による様々な活動に対し、積極的な取組をされてきました。住民の価値観の多様化に伴い住民要望も拡大し、施策の選択も今まで以上に難しい状況であります。そうした中で住民が愛着と誇りを持って地域社会を構築するには、住民参加による開かれた施策の形成が重要であります。特に住民による自主的な活動の増加や、定年退職後の活動を求めて高齢者等、意欲的な住民が増加しつつある一方で、住民発意の主体的な取組や自治会等の活動に対して、町が協働していくための新たな制度や仕組みについてはまだ十分に確立されているとは言えません。

そこでお尋ねいたします。今後、行政と住民が協働してまちづくりを進めていくためにはどのような制度、仕組みを考えておられるのか、お聞きをいたします。

次に、2点目でございます。南都銀行との連携協定についてであります。

平成28年8月29日、本町は南都銀行と地方創生に係る包括連携協力に関する協定を締結されました。この包括連携協定は平群町と南都銀行がまち・ひと・しごとの各分野において、おのおのの持ち得る資源を有効に活用し、綿密な相互連携の協力の下、地域活力の増進、地域経済の発展及び町民サービスの向上を図ることを目的としています。今まさに私たちが直面している大きな課題である人口減少と地域経済の縮小をいかに克服するかであります。この点については、令和2年3月31日に4年間の連携協定が終了いたしましたけれども、引き続き連携協定をしていくということでもあります。

それでは、その中で連携事業としては、1、地域産業の振興と安定した雇用の創出に資する事業、2、創業支援及び地域経済の活性化に資する事業、3、地域づくり、地域の活性化及び移住定住促進に資する事業、4、その他地方創生の推進に資する事業が掲げられております。具体的には、創業支援、地域ブランド、いわゆる平群ブランドのPR支援や販路拡大支援、平群町の観光資源のPR、移住定住支援制度との連携等に取り組んでいくことです。まさに連携協定の締結により、銀行の知的、人的資源を有効に活用して、この取組をより強力に進めることが大切であります。

そこで、以下4点についてお聞きをいたします。

まず1点目は、この大きな四つの連携事業を掲げておりますが、令和2年度において取り組まれた事業の内容をお聞きいたします。

2点目としては、令和3年度に取組をされる予定の事業があるのか。

3点目として、この連携事業の中で何か一つか二つぐらいのテーマを絞って、定期的な会合を重ねて、少しでも効果が上がるのではないかとおもわれますが、どのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

4点目として、南都銀行以外の金融機関、例えば、町内の3郵便局の件ですけれども、3年か4年前に協定を締結されていますが、どのような活動をされたのかお聞きをいたします。併せて、町内の2信用金庫とは、どのような取組を予定されているのか、お尋ねをいたします。

以上、2点でありますので、よろしくお聞きいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、下中議員の1点目の御質問、住民参加のまちづくりについてお答え申し上げます。

令和元年6月議会におきまして同様の質問を頂いており、まちづくりの全体的な考え方として、4点に分けてお答えをさせていただいたところでありますが、現在も引き続いて取り組んでいるところでございます。

また、参加ではなく、一步進んだ参画となるように具体的な協働の手法といたしまして、審議会、委員会、実行委員会、協議会、あるいは各種団体の総会や定期会議などの情報交換、情報の提供などにより、住民の皆様への参画を頂いておるというところでございます。

しかしながら、地方自治体を取り巻く環境は、進化する技術革新により日々目まぐるしく変化しております。今後、総合計画及び総合戦略の策定に取り組んでいくわけではありますが、新たに持続可能な町の運営に向けて、SDGsやアフターコロナの観点やソサエティ5.0など、社会の新たな技術、手法の導入について提案を求めることを検討してまいります。その中で、議員お述べの新たな仕組みづくりについても検討してまいりたいと考えております。

また、一つの例としまして、平群町においてもLINEの公式アカウントを6月よりスタートしましたが、LINEのデータセキュリティーが本町の管理下でない範囲にあるため、まだまだ活用に関しては十分検討が必要な段階ではありますが、LINEだけでなく、情報系端末を活用したパブリックコメントの収集などにより、住民の皆様の意見が非常に反映しやすい仕組みをつくれることもこれからの時代の新たな住民の参画になるものと考えております。

住民参画のまちづくりは今後も重要な理念だと捉えており、今年度より2か年かけて第6次総合計画の策定作業に入っておりますが、その点も引き継ぐことを念頭に置きながら、計画策定をしていきたいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

以上でございます。

○議長

下中議員。

○11番

川西部長、ありがとうございます。二、三、再質問をさせていただきます。

いろいろ新しい手段を講じていくということで、最終的には住民参画を求めていくというそういう姿勢でありますので、それは大変結構なことだと思います。初めに言われてました、各種団体とか審議会等のいろいろ参加ということですねけども、これは前回の質問のときにも申し上げましたが、何と言いますのかな、自治会活動や住民発意の活動に意欲をお持ちの方々に様々な切り口からまちづくりに参加していただくための学習機会を設けておりますというようなことに近いのかなと思います。確かに今、いろんな観点でそれをやっていくということはあるがたいことですねけども。

それから、情報系でもいろいろと考えているということですねけども、それとね、ちょっとこれ、あれやねけども、来年度に見直しされております総合計画、総合戦略の位置づけについてですねけども、こういう部分も入れていくということですねけども、具体的にどう変えていくのかというと難しいところもあると思いますねけども、その点ね、どのように反映されていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長

総務部長。

○総務部長

今頂きました、来年度で満了します第6次総合計画、また総合戦略について、どのように具体的にしていくのかということでございますけれども、第6次総合計画の目的が町の最上位の計画ということで、長期的、総合的な事業の全般の指針であります。また、総合戦略につきましては、人口減少の克服や地方創生の目的というのがあるというふうになっております。

計画策定の方針につきましては、まだまだ内部の議論ということでございますけれども、先ほど申し上げましたようなSDGsやソサエティ5.0という横文字なんですけども、そういったものの考え方を取り入れた持続可能な町の運営ですね、財政問題も含めてできるような計画にする、こういうことを目的、目標にですね、町の将来につながるような策定というふうな形で持っていきたいというふうに現在のところ考えております。

○議 長

下中議員。

○11番

確かに言われたとおり、持続可能な町政運営ということで、これは持続可能になってもらわなければ困りますのでね、それは確かです。その中で、総計の中でも持続可能な計画を持っていくということですねけども、これ、ちょっとそれるかも分かりませんねけども、これ、総計と総合戦略は、何というのかな、別物ですね、これ。一緒ではないやろな。ちょっとそれ確認したいのと、その中でどういうふうに着いていくのか、反映していくのかということで、恐らく総計のほうに重点が置かれていくのではないかなと私は思います、この住民参加のまちづくりについてはね。やはり、住民参加がして、みんなでやっていくというそういう動きから見ればね、総合戦略でうたうよりも総合計画でうたうほうが多いのかなと思いますねけども、その点についてはいかがですか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

第6次の総合計画と総合戦略の関係と伺いますか、そのことで御質問いただいて、今議会の補正予算の中でも少し触れたような形だったかと思うんですけども、総合戦略につきましては、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に載ってるものということで、総合計画につきましては地方自治法ということで、現在二つあるわけなんですけども、考えておりますのが、これをまとめたような形というふうな、今の構想では思っております。ですんで、両方の、総合計画というのは全般的な計画、町全体の計画になっていくのかなと思っておりますけども、総合戦略につきましては人口の関係であるとかそんなも含めて、最終的には町の発展に向けた計画策定になっていくというふうに考えているところでございます。

○議 長

下中議員。

○11番

なかなか難しいところでございますけれども、ちょっと最後に聞きますけども、これ、実際に新しい制度、仕組みをどのように構築していくかということが一番問題ですねけども、先ほど川西部長のほうからいろいろ提案もございましたけれども、結局のところ、これがみそだと、これが本丸だというような部分がなかなか見えてこないのが難しいところだと思います。確かにね、いや、プロジェクトチームをつくって、それで一括したらいいよという意見もあろう

かと思えますけれどね、やっぱりその中でどれを核にするかというところが難しいところがありますが、今ね、現在考えておられる中で、いや、これが核らしいものであるというのがあれば、ちょっと示していただきたいと思えます。

○議長

総務部長。

○総務部長

総合計画、総合戦略につきまして、まだ少し入り口の議論をしているところまでございまして、議員から質問いただきました、これが核だと自信持って言えるような確立した議論はないんですが、今、平群町が直面してますのは一番大きなのはやっぱり財政の関係の課題なのかなというふうに考えておりますので、持続可能なという言葉が最近よく出てきます。町についても、町の未来ということで持続可能な平群町、これをやっぱり築いていけるようにすることが一番大事なのかなということ。そのためには財政面もしっかり基盤を整えて、地域の方々にとって、大事なことをやっていかなければいけませんので、そんなんを総合的に、計画ですんで紙の中に落としてしまうわけなんですけども、実行できるような政策をつくっていききたいなと考えておるところです。

○議長

下中議員。

○11番

ということは、住民協働の一番基本になるのは住民と行政の協働であるということ、その中で今現在一番取り組まなければならない、財政問題等もありますけれども、やはり、持続可能なまちづくりということに尽きると思えます。確かにこれは誰が言っても同じことですねけども、やはり持続可能な町政運営ということで、今後とも頑張っていただきたいと思えます。これは結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

続きまして、下中議員の2項目めの質問、南都銀行との連携協力についてお答えを申し上げます。

この南都銀行との連携協力につきましては、平成28年6月議会での議員からの一般質問を踏まえ、起業支援や融資、地域経済の分析といった専門的な見識を持った金融機関との地方創生に係る連携協定を締結すること、本町の地方創生の推進に有意義であることから、平成28年8月に包括連携協定の締結に至ったところでございます。

まず、御質問の1点目、令和2年度での事業計画についてであります。一つ目として、制度は満了しましたが、令和2年12月まで実施してきました定住促進奨励交付金制度に関わって、銀行ホームローンの優遇金利を実施してまいりました。二つ目として、双方の情報交換を念頭に、地方創生に向けた企業との橋渡し役や町の情報発信への協力を、三つ目として遊休施設の利活用や空き家の流通、活用などの課題について意見交換を行ってまいりました。しかしながら、この連携協力によって新たな企業の誘致ができたとか、町遊休地を活用した民間活力の導入ができたといった目に見えた成果については、実績としてありませんでした。

次に、御質問の2点目、令和3年度の予定についてですが、この協定を継続していき、少しでも目に見えた形で実績ができるように、引き続き銀行と協力してまいります。

そこで、質問の3点目なんですけども、「少しでも効果が上がるためにテーマを絞っては」についてということなんですけども、町として期待するところにつきましては、銀行が持つ様々な知見を活用する上で町の活性化が図れるところでございます。経済状況や企業動向の情報、新規事業者の起業情報などの情報収集や様々な業態の企業との関係づくりによる町施策との連携などをテーマに、包括協定のメリットを町行政に生かすことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

御質問の4点目でございます。南都銀行以外の金融機関との連携についてですが、まず、町内の郵便局とは平成29年4月に地域における協力に関する協定を締結しており、これは町内の三つの郵便局との協定で、郵便局員による高齢者等の見守り、不法投棄や道路の傷みなどの情報提供に協力いただく内容となっております。

現在、3郵便局だけではなく、全体の日本郵便株式会社と地方公共団体とが一体となり、地域の活性化に取り組むことを目的に包括連携の協定に向けて、事務者レベルでありますけども、連携事項の協議を行っていく予定であります。協議が整い次第、包括連携協定の締結を行いたいと考えております。

また、町内の二つの信用金庫との取組については、現時点では特に考えておりませんが、地方債の借入れなどで、日頃からお付き合いのある金融機関でありますので、南都銀行のように包括的な連携協定までとはいきませんが、様々な面で相互の情報共有を図れるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

下中議員。

○ 1 1 番

ありがとうございます。2年、3年度の実施内容、予定事業ということでお聞きしました。

これは前回お聞きしたときとあまり変わってないような状況で、定住促進の交付金制度のホームローンとか、それから地方創生に向けた企業との橋渡し役、遊休施設の利活用についてであります。これは定期的にいろいろ情報交換されておりますけれども、今、川西部長が言われたように、実際、成果としては上がってないのが実情やと思います。西小学校の跡地についてもいろいろと議論を頂いたところですが、そういう遊休施設が完全にどっかに行き届いたというようなことではないと思います。それとまた、新たな企業が来たというような状況でもないということが実情ですねけれども、ちょっと残念なところはありますねけれども、それと、3年度の予定事業ということで、今まで1年、2年、3年、過去4年間ありますけれども、ずっとやってこられた事業の継続ということで、やっていかれると思いますけれども、今ここであまり川西部長から言葉なかったですねけれども、私、初めに申し上げたように、特産品や平群ブランドの販路開拓、それから町内事業者に対する創業支援、それから企業とコラボした観光振興等の企画提案について今後どのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

それと、3点目のテーマを絞った定期的な会合ということですねけれども、これは銀行の知見によるところが大きいですねけれども、地域の活性化、経済状況の把握など、いろいろと連携されていくと思いますけれども、ここで仮に令和3年度であれば、地域活性化やったら活性化でよろしいけれども、何か一つテーマを絞ってやっていくほうがいいのかと思いますねけれども、その点について、もう一度お聞きしたいと思います。

それと他の金融機関、これ、郵便局との関わりということで、平成29年4月ですか、町内3郵便局と協定を結ばれました。高齢者、不法投棄等の見守りとかいうようなことですねけれども、これね、もっと以前にも郵便局と提携されました、そのときも不法投棄とかもありましてんけれども、実際に郵便局員さんが一生懸命集配しててね、なかなかそこまで目につかないのが実情だと思います。だからね、これは、全然結ばないというよりもね、やっぱりそれはその中でも見つけてくださる方もあるし、高齢者の訪問等もありますのでね、やっていただいたら結構ですねけれども、これは引き続いて町内3郵便局とはやっていくということだと思いますねけれども、その点についてと、これ、ちょっと日本郵政のほうから地方活性化に向けていろんな話があるということで、事務者レベルで少し続けてるということですねけれども、その辺、分かればもう少し詳し

くお願いしたいと思いますけども。

○議長

総務部長。

○総務部長

すみません、答弁の中でなかなか。まず1点目、再質問いただきました中で特産品の販路拡大であるとか起業支援、それから平群町の観光資源のPRといったことが、移住定住支援制度ですか、これも少し言えなかったところなんですけども、こういったことにつきましてもですね、なかなか南都銀行さんとの持っておられる知見というんですか、それと我々が思ってる部分がどこまでニーズが合うかというのも少し課題もあるんですけども、こういったことを連携協定に上げておりますので、今日、質問を頂きまして、今後、南都銀行さんともこういったことについても、何か良い方向に見いだせるものはないかということで協議を進めていかせていただきたいと思います。

それから二つ目の再質問で、テーマを絞ってということで最初の質問でも頂いてるんですけども、おっしゃるとおりだと思います。いろいろ、一気に全ての協定のことをやるということはもうやることだけが仕事になってしまうようなことになってはいけないので、今おっしゃられたような、できるだけ平群町にとってタイムリーなテーマを絞って、南都銀行とも協定できていけたらなというふうに考えます。

それから、三つ目の質問でございます。郵便局とのことでございますけども、確かに三つの郵便局の中でもそれなりに、それなりにというんか、あまり成果というんですか、はっきりと見えたものはなかなかない状況でございます。そんな中で現在、最初の答弁でも申し上げましたけども、日本郵便株式会社と全体との包括連携協定というのもちょっと話がございまして、まだ全然具体的にまとまったということでないんですが、少し提案いただいている内容をちょっと簡単に言いましたら、ほぼ今、三つの郵便局でやってることについては内容的に継続するようなことでございます。

それ以外におきましては、もらってる中では地域経済活性化に向けた支援としてふるさと小包にカタログやチラシを全国の郵便局に展開するというところで、平群町の地域商品PRの販路拡大をするというこういった提案もございします。また、移住サポートとして移住定住希望者への地域の習慣や文化を案内するといった提案、それから、未来を担う子どもの育成に向けた支援として郵便局の見学会や職場体験、さらには地域住民の利便性向上に向けた取組としては郵便局での各種証明書やバス回数券等の販売など、そういったメニューですね、郵便局のほうからはそういうメニューを今、提案を頂いて、事務者レベルで協

議をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長

下中議員。

○11番

3年度の予定事業については、先ほど川西部長言われたように、令和2年度
の取組状況プラス、私、申し上げたような平群ブランドの販路拡大等を継続し
てやっていくということですねけれども、これはよろしくお願ひしたいと思
います。

ただ、これもね、仮に特産品、平群ブランドの販路開拓となっておりますね
けれども、これの企画提案とだけしかなくておりませんのでね、その辺、具体
的にどのようにやってもらえるのかね、その辺がちょっと見えてこないのが残念
ですねけれども、いろいろ四つも五つもありますねけれども、ちょっと一つだけね、
この特産品や平群ブランドの販路拡大について具体的にどのような策がしても
もらえるのか。もし分かればそれをお答え願ひたいと思います。

それと、川西部長言われたように定期的な会合、これは私、必要やと思いま
すので、今年度、半分は過ぎてませんけれども、テーマを絞って年一、二回、定
期的な会合をして、実のあるものにしていくということが大事だと言われてお
りますので、これはテーマは何でも結構ですねけど、何か一つテーマを絞って
やっていただきたいと思います。

それと、他の金融機関ということで、ちょっと信金の件ね。信金、町内は二
つありますけど、これは特段に連携に向けた動きもないし、そういうこともな
いねけれども、相互の情報共有だけやってるということですねけれども、万が一そ
ういう動きがあるのかないか。中信のほうか、奈良信のほうからか話がある
のかどうか知りませんがね、そういうような場合、南都銀行のようにやっぱ
り一緒にやっていこうというようなお話があればそれに乗っていくという語
弊ありますねけれども、連携をしていくというお考えがあるのかないかをお聞
きいたします。

それと、郵便局ね。これは確かに大事なことで、町内3郵便局の締結はその
まま維持して、さらに大きい日本郵便との提携ということですねけれども、これ
についても具体的に移住とか未来の子どもたちとか、郵便局で行われる事業と
か、また郵便局の施設見学とか、いろいろ言われましたけれども、そういうこと
もいろいろ含めてね、連携協定を結んでいただくようお願いしたいと思いま
すが、その2点だけちょっとお願ひします。

○議長

総務部長。

○総務部長

2点再質問いただきまして、具体的な販路の開拓ということでございますけれども、南都銀行との連携協定の中で南都さんとこの件についてどう協議しているかということにつきまして、申し訳ございませんが、具体的な策を持つてゐるわけでないところでございますけれども、こういった協定もありますので、いろんな面で本町のいろんな課もありますんで、そことも確認しながら対応していけたらと思います。

それから、二つの町内の信用金庫との動きにつきましては、特に連携協定の動きは今現在あるわけではございません。それと、そういう話があったら対応するのかということで、もちろん町内の信金さんとも良好な付き合いをしていかなあきませんので、そういった話があるならばもちろん連携についても前向きに検討して協議していきたいと考えております。

○議長

下中議員。

○11番

ちょっとたまたま特産品の例を出しましたけれども、こういうのも企画提案と、それはそれしか言いようないと思いますけれどもね、やはり、具体的な成果も上がるように今後とも一生懸命、交渉もしていただいてね、何とか力になっていただくようによろしく願いしたいと思います。

それと信金については今のところは動きはないということですねけれども、そういう動きがあればきちりと対応していくということですので、どのような動きがあるのかどうか分かりませんねけれども、もしあれば、部長言われたようにきちと対応して行ってほしいと思います。よろしく願いします。

それと、ちょっと町長に聞きますねけど、今、川西部長が言いました日本郵便と、かなり大きな母体ですねけれども、との提携ということで話があるということですねけど、その点について町長のほうからちょっと考え方、ありましたらよろしく願いします。

○町長

それでは、下中議員の質問にお答えさせていただきます。

今いろいろ民間との連携というような形で御提案を頂きました。確かに南都銀行と3郵便局の連携協定を結んでおります。今回新たに日本郵便としての地域にある郵便局と継続的に地域の方に向けた活動が行うことができるように包括連携協定に向けた締結を進めております。また、今、信用金庫というふうに言われたんですけども、現在結んでおりませんが、平群町内にある事業者、金

融機関との連携をすることで企業の知恵や経営のノウハウ、企業の持つ情報ネットワークを活用した平群町の施策やまちづくりに生かすことができるように、日本郵便等についても連携を進めていきたいというふうに考えております。
以上です。

○議長

下中議員。

○11番

町長のほうから今、日本郵便についても地方活性化に向けて提携に向けて進んでいきたいということがございました。また、信金についても町内の金融機関でありますので、いろいろなネットワークも生かして行って、協定があるかどうか分かりませんが、その点についても十分に対応していくということでもあります。今後ともやはりこういう町内の金融機関ともきちっと提携を結んで、先ほどありましたように持続可能なまちづくりのために頑張っていくってほしいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、下中議員の一般質問をこれで終わります。

10時15分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時03分)

再 開 (午前10時15分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号2番、議席番号9番、山田議員の質問を許可いたします。山田議員。

○9番

議長の許可を頂きましたので、通告に基づいて質問させていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きします。

平群町道の駅のさらなる活性化と情報発信について、3月議会に引き続き、駅周辺整備事業と町財政状況について、以上、大きく2点についてお伺いいたします。

まず1点目は、平群町道の駅のさらなる活性化と情報発信についてお伺いし

ます。

道の駅は、情報発信の基地として、観光促進、地元産野菜の販売促進、もっと言えば、定住促進等まで地域活性化の拠点としての役割の充実をますます期待する施設でもあります。数年前、視察研修に伺った道の駅「但馬のまほろば」では2014年度に年間約200万人が訪れ、売上げは8億円超え、2015年9月には道の駅ランキングで全国2位に選ばれ、さらなる集客につながっているとのことでした。2006年の開設以来、特に評価を得た取組は、日本3大ネギの一つである朝来の岩津ネギの普及に努め、名物化したことや、但馬地域の有名店と連携したイベントなどを企画し、地域ブランドの掘り起こしにも努めてきたとのことでした。そのほか、情報発信拠点としての取組も強化され、地域の空き家情報や就労情報も発信していることや、その他、地方の道の駅とも連携を図り、お互いにそれぞれの産品を置くなどして、産地交流を進めていきたいとのことでした。

平群の道の駅の今後の指標として、さらなる町の情報発信拠点として「但馬のまほろば」のように、観光案内以外にも地域の空き家情報や就労情報も発信すると一時休憩的利用目的施設でなく、一定時間滞在型利用目的の施設を目指す必要もあると考えますが、そのことについて今後の課題としてどのように考えていただいているのでしょうか。

現在、道の駅は、ふれあい広場の改修による外部店舗の売上げ増やかき氷、古都華パフェ等の話題性や品質向上、「古都華の聖地」というキャッチフレーズを掲げ、商品価値に対する工夫をされる等、これまで以上に大変盛況であるように聞いています。しかし、その反面、町内外の方々からは、とれたて市の品数が少ないので午前中になくなる、朝一番しか農産物がないなどの午後には品物が少ないという声が多く寄せられていると耳にしています。利用者からのアンケート調査も実施されたと聞いていますが、どのような意見が寄せられているのでしょうか。品数が少ないと来客数、リピーターの減少傾向になってくることにつながり、売上げの低下という結果にもなってくると思われまます。

しかし、道の駅とれたて市はスーパー形式のように、店舗側が発注するシステムではありません。生産者組合が主導となり、製品を提供するシステムですが、出品者の高齢化や後継者不足等の問題もあるのかもしれませんが、何らかの手だてを講じる必要もあると思います。どのようにお考えでしょうか。

一つの対策として、相乗効果を上げるためにも、これまで比較的出品の少ない品種等については、補足的に近隣自治体の生産者からの出品受入れも視野に入れ、検討していく必要もあると思われまますが、いかがお考えでしょうか。

次に、ここ数年の農産物の売上げ状況について、年度別の売上げ出荷数並び

に売上額及び来客数はどのようになっているのでしょうか。また、売上げに対する道の駅への還元率はどのようなシステムになっているのでしょうか。法人格と個人では少し差異があるように以前、耳にしました。全て同率ではないのでしょうか。

数年前、道の駅に出品されている小菊に対して「平群の小菊という割にあまり良い品質とは思えなかった」と言われたことがあります。品質向上のための品質管理及び衛生管理の手法はどのようにされているのでしょうか。平群の小菊ブランドとしての商品価値管理はどのようにされているのでしょうか。

昨年11月に実施された広場の改善は大成功だと思います。今後、駐輪場の改善を実施していくと耳にしていますが、その他の改善等、改善必要箇所はどのようになっているのでしょうか。

そのほかライトアップ、イルミネーションはこれまでも実施されているようですが、これまで以上の規模を12月限定で行い、少し難しいかもしれませんが、クリスマスシーズンのレストランの予約限定夜間営業等も実施すれば、話題性もあり、知名度もますます上がる要因になると考えます。御検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

大きな2点目は、3月議会での駅周辺整備事業と町財政状況についての質問及び答弁について、平群駅西土地地区画整理事業に関連する財政出動と町財政状況について、整理して再質問したいと思います。

1点目は、駅周事業完了後の現状分析についてお伺いいたします。

平群駅西土地地区画整理事業の事業目的は、土地開発公社の抱えた土地の処置や、丘陵地の住宅開発に比べ、道路、公園、駅前広場などの都市基盤が立ち後れており、防災面、環境面で問題の解消、また商業施設が停滞傾向にあるため、地区全体も停滞傾向にある状況の中で、駅前広場を含めた道路網の整備、公園の整備等、都市基盤整備を行い、良好な市街地の形成を図り、かつ商業の活性化を図ることを本事業の目的とすると聞いていました。

しかし、実際はどうでしょうか。ただきれいになっただけで、事業地内の居住人口が増加した様子もなく、税収増にもなっていない状況で、人が張りつき、活気あふれる町並みになっていない状況です。事業目的は半減しているように感じるのは私だけでしょうか。土地評価額は減歩されても変わらないが、土地利用が促進され、人口増となり、税収が上がると聞いていました。しかし、途中で公共敷地取得が増え、方向性が変わっていったのか、現在の状況になってしまいました。

公共用地を増やすための駅周事業とは、少なくとも私は聞いていなかった。当初計画にもなかったとのことですが、現実には事業前の役場、学校や土地開

発公社用地の道路、公園以外の公共用地は約2万6,000平方メートルであり、平均減歩率25.6%を乗じると約1万9,300平米となってしまうはずが、現在の公共用地約3万6,000平米に対し、約1万6,700平米増加したことになり、そのうち文化センター用地が約1万平米となっています。そのため、事業地内の公共用地を除く宅地等の面積は、事業前では約7万5,000平米で、現在約4万7,000平米となり、約2万8,000平米の減少となっており、道路等の拡幅や公園、駅前広場の設置で公共用地が約1万1,300平米、その他の役場用地が約1万6,700平米増えたことも要因となっています。

税収から見たとき、土地の固定資産税の収益は上がる見込みだと聞いていました。ところが、事業地内全体の税収は事業前の1,367万円が事業後には1,259万円となり、107万円の減となっています。課税対象面積が減り、税収増になっていないことについて、予定どおりなのかどうかも含め、どのような見解をお持ちですか。

次に、駅周辺整備事業に対する用地取得に関する町の負担についてお伺いします。

事業に伴う用地取得費の合計が33億5,500万円。事業当初から予定していた土地開発公社用地分の土地買戻し額、当初からの計画は平成20年度と21年度で12億8,500万円で、当初計画からは予定していなかった学校用地や文化センター用地等の土地取得費は約20億7,000万円。その財源内訳は、国庫補助金約2億7,000万円、起債充当額約14億4,500万円、町単独負担額約3億5,500万円であると思われませんが、このことについては間違いはありませんか。

また、保留地処分の組合に対する損失補償の限度額は5億円であり、最終的損失補償はこの6月議会で提案された補正予算を含み、2億5,700万円になる見通しですが、特に当初から計画、予定していなかった土地1万6,700平米を約20億7,000万円で購入したとなると、土地単価は平米12万3,950円となり、保留地売却の平均単価、平米7万2,100円と比較すると、その単価の差額が平米5万1,850円となり、全てを民間売却していたとすると8億6,500万円の損失補償金になってしまっており、総額11億2,300万円の損失補償同様の手だてであるという考え方はあまりにも乱暴な考え方でしょうか。町長の見解をお聞きいたします。

4点目に、駅周辺整備事業に対する町の負担額についてお伺いします。

駅周事業に関連する町の負担額は事業補助金約31億6,000万円、うち地方債約30億6,000万円、土地取得費20億7,000万円、うち地方

債約14億4,000万円で、合計約52億3,000万円、うち地方債約45億円かかっています。その上、文化センター建設費は約17億円、うち地方債約14億6,000万円で、合計すると69億3,000万円、うち地方債59億6,000万円の負担額となっています。

また、公債費残高を見たとき、平成31年度、令和元年末の公債費残高は151億3,400万円に対し、平成22年度から平成31年度、令和元年の10年間の起債額は148億1,300万円であり、償還額合計は111億8,600万円で、起債額のほうが償還額より36億2,700万円も多くなっています。ただし、この中には過去からの負の遺産である土地開発公社用地の買戻しに伴う起債額19億2,100万円や、ゆめさとこども園開園に伴う起債額11億6,500万円、平群小学校大規模改修工事に伴う起債額5億1,300万円と重要政策も含まれていますが、結果的には起債額が償還額を大きく超える多大な借入金をつくってしまう結果となってしまう、実質公債費比率が16.1%の県下ワースト2位、令和元年度、平成31年度決算で将来負担比率が241.3%で、夕張、宮津に次いで全国ワースト3位、後ろから3番目という結果になっています。

公社の清算以外の文化センター建設関連や駅周事業関連での起債額が償還額を大きく上回っていた状況について、これまでの町政の在り方も含め、この現状についてどのようにお考えでしょうか。また、3月議会では公債費について「公社の清算や文化センター建設など、将来に向けたまちづくりへの投資である」との答弁でしたが、本当に将来投資だとして、将来展望も見据えた計画だったのででしょうか。それでは、このような財政状況も予測の上、想定内の結果だと言えることになると思われます。

私は現在の場所への文化センター建設には反対をしましたが、現在の場所に文化センターが本当に必要だったのか、庁舎用地は必要だったのかは今でも疑問です。駅周事業終結のため、文化センター用地を購入しなければ駅周事業の終結は見えなかったのか、今でも疑問ですが、見解をお聞きします。

以上、大きく2点について明確な御答弁をお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

まず、大きな一つ目の道の駅に関する御質問です。

道の駅の活性化と情報発信について今後の課題はということなのですが、道の駅くまがしステーションにおける情報発信については、農業振興と観光振興が本旨でありまして、活性化につながるものと考えております。特にマスコミ

への情報発信について力を入れており、読売、産経、毎日、朝日、日経、奈良新聞、読売奈良ライフ、月間奈良、NHKなら放送、奈良テレビ、ぱーぷる、ならどっとFMなどに取り上げていただいております。直近では、今週6月26日の土曜日、奈良テレビにおきまして、夜9時半から「加藤雅也の角角鹿鹿」という番組で平群町の特集を取り上げられております。道の駅、信貴山、バラ、小菊、それから町内の古墳などが紹介される予定です。よろしければ見ていただきたいと思っております。

こういった情報発信の効果として、例えば、イチゴ古都華といえは平群町といったイメージの定着がされており、とれたて市場では古都華を買い求める来客が開店前から列をなすということも見受けられておりました。また、観光振興に関しては、WEST NARAを中心として近隣1市5町を巡る日帰り旅行商品や宿泊商品の開発を行い、滞在型観光の拠点として道の駅を位置づけていく考えであります。

次に、とれたて市の利用者からの声と品数不足の対策はということですが、とれたて市について、アンケートで利用者の声を把握しております。やはり午後からの品数の少なさについて、「遠くから来たのにがっかりした」とか「もう来ない」といった厳しい御意見が多く寄せられています。

こういった状況から、生産者との懇談会を行い、なぜ午後から必要な品数を納品できないのかという理由を聞き取りしたところ、朝に納品する際、午後からの販売量も見越して多くの品物を納品したり、午後から追加納品した場合、売れ残ったものをまた夕方に引取りに来なければいけないのが負担になるという声が多かったようです。よって、売れ残り品を引取りに来なくても済む方法を探っているところでありまして、翌日まで野菜を保存するためには野菜の鮮度を保つ冷蔵設備の設置などを今年度内に検討したいと考えております。

また、生産者の努力、出荷方法の改善、冷蔵設備の設置などを実施してもなお出荷品数が不足する場合については、平群町外の近隣市町などからの出荷についても検討する必要があると考えております。とれたて市はくまがしステーションの集客の要でありまして、午後からも豊富に農産物が出品されているという状態にすることは、最重要課題と考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、出荷数、来客数の現状についてですが、出荷点数の比較では、平成28年度を100%とすると令和元年度が92.6%、令和2年度はコロナの影響で88.5%と大幅に減少しております。来客数も若干の減少傾向にありますが、売上げについてはイチゴ古都華の販売額に支えられて、平成28年度との比較では令和元年度は95.9%、令和2年度は97.3%といった状況で

す。

生産者からの手数料率についての御質問ですが、売上額に対する生産者からの手数料率に関しては一律15%としております。

小菊の品質管理についての御質問ですが、ブランド名である「平群の小菊」というのは、JAに共選出荷され、一定の規格基準を満たした良品に対してつけられる名称です。一方、平群町内で作られた小菊は言葉の上では平群の小菊と言えるわけですが、とれたて市場に出荷される小菊はJAの規格基準で審査されたものではありませんから、品質にはばらつきがあり、品質の悪いものについてはブランドとしての「平群の小菊」に対するイメージダウンを与える心配もあります。

とれたて市場では小菊に限らず、出荷品の品質管理については生産者に任せておりますが、陳列している商品の中に劣化が見られる場合は職員が陳列から外すということを行っております。しかしながら、出荷納品時点で品質に難があるものもまれにあり、売値に見合っていないこともありますので、こういったことのないよう、生産者任せにしない厳密な選定も必要になると考えておりますが、生産者の意識改革も併せて必要と考えます。

今後における施設の改善必要箇所はどの御質問ですが、建物の屋根と外壁塗装については今後必要と考えております。外部トイレについては築年数も古く、老朽化しておりますので、将来的には建て替えたいと考えております。当面は照明、洋式トイレへの改修、換気扇の増設などについて、奈良県に要望しているところです。とれたて市では葉物野菜などの保管に適した設備の増設が必要です。また、建物内での密を避けるため、外部の広場を整備しましたが、これは大変好評で、利用客の憩いの場所となっております。最近ではキッチンカーの出店の希望が多く、全ての出店に応えられない状況ですので、キッチンカースペースの増設にも取り組みたいと考えております。

次に、ライトアップ、イルミネーション、それとレストランの夜間営業についての御質問ですが、現在ライトアップは行っておりませんが、イルミネーションについては一部広場において年中実施しております。また、12月にはクリスマス仕様でツリーの電飾などを追加し、にぎわいを演出しているところです。

次に、レストラン「h a n a n a (ハナナ)」は6月1日より平日を休業とし、土日祝祭日のみの営業としております。これは、大阪などの緊急事態宣言や奈良県緊急対処措置が発令される中、来客数が大幅に減少しており、特にレストランの売上げが大幅に落ち込み、4月については1か月に30万円程度の赤字営業となったための措置です。なお、7月1日からは平日も通常営業を再開し、

午前 11 時開店、午後 5 時閉店とします。

また、コロナ禍が終息し、通常営業となったとしても、そもそもレストランでの利益率が低いため、今後の営業方法については改善が必要であると考えております。コロナ禍の状況にあっても売上げに影響が少なかったファストフードの強化を考えているところですが、夜間営業に関しては飲食業界全体を見ても落ち込みが顕著であり、もともと道の駅での夜間営業に対するニーズが低く、レストラン以外の夜間営業も含めて人件費に見合う利益を見込めず、困難と考えるところではあります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長

山田議員。

○9 番

それでは、何点か再質問させていただきます。

まず 1 点目から、農業振興と観光振興が道の駅の本旨であるという御答弁を頂いたんです。確かに設置条例にも農業の振興という方面での設置目的になってるんですけどね、せっきやくの人が集まってくる平群の道の駅という、ある意味、それ、有名なブランドになってるんで、ちょっと片隅にでも空き家情報でも載せていただいたらなあという思いなので、これは本来、今いろいろ頑張っていたら目的も達成しなければならぬのでね、今後の参考として、また検討いただければと思いますので、御答弁結構です。

それから、2 点目ですが、売れ残り品を取りに来なくても済む方法を探っているところであるということで、翌日まで野菜を保存するためには野菜の鮮度を保つ冷蔵設備の設置など検討したいということですが、確かに行って品物がない、もう午後から品物がないということで、もう二度と来ないという意見もあったみたいな話ですね、せっきやく道の駅へ来るために、それが一番の目的として来ていただいている方々にとっては非常に残念なことであって、それをニーズがあるということもやっぱり供給として応えていくためにはそういった設備。ただ、また出す側にとっても何度も手間をかけて、出しては引き上げるということで、売上げについてもいろんな方がおられると思うんですよ。それで生計を立てるまではいかないですけども、それが農業を主体としてやられてる方、その売上げで生活が成り立ってるんじゃないという方もおられる中でそれだけの労力が、お願いしてもそこまでの労力を費やすこともままならないという方にとっては毎日毎日大量の物を出しては、時には天候によっては大量の物を引上げていかなければならないということの労力を考えると、お客さんのニーズに応えるためにそれをどうするか。また、出品者側にとって、お客さ

んのニーズに応えるためにいかに労力を省くかということが相乗効果として、道の駅のますますの繁栄といいますか、活性化につながっていく一つの大きな要因にもなると思うので、その辺は生産者組合ともしっかりと協議した上で検討していただくということは今後のためにも大いにいいんじゃないかなと思うので御検討いただきたいと思います。

それから3点目ですが、売上げですが、いろいろと部長、比較していただいて分かりやすくなっているんですが、この令和2年度の平群町活性化センターの事業報告にも売上げや利用者数が明記されているんです。コロナ禍の中ですが、令和2年度は元年度に比べてとれたて市の売上げが増えた。これは古都華の人気もあってのことだということの御答弁ですが、やはり人気のある部分は伸ばしていただいて、それに付随してほかの野菜ももっと売れる、もっと集客できるようなそんな施設になっていくように、大変御努力いただいているんだなというふうに感じました。これもこれで結構です。

4点目ですが、還元率なんですけど、以前ね、バラ組合のほうで出品しようとしたときに、組合としての法人格は20%頂きますよという生産者組合で、そういうお話を聞いて断念をされたという経緯も、もう何年か、かなり前ですけど、ありました。そういう意味で個人は15%、法人格が20%だというふうに聞いてたんで、その点どうなってるのか。

今、法人格でも出店されている方がおられるのは確かで、その方々は聞くところによると個人として出店されていると。今こういう状況の中で法人格を排除するような動きというのはあまりよくないのではないかな。一律で15%であれば15%の還元率で進めるべきではないのかなと私個人はそう思うので、今、現状一律15%だということですが、その点について、過去の法人格に対しての還元率というのはもうなくなったのかどうかも含めて確認をしたいので、再答弁よろしく願いいたします。

5点目ですが、生産者のブランドですが、生産ブランドですが、本当に私もショックです。私、今、小菊を見る目はあんまり持ってないんですけど、その方はよく見られたのか、「平群の小菊とよう聞くねけど、行ったらそんなあんまり大したことなかったわ」と聞かされたときにはちょっとショックでした。いろいろ小菊農家にも聞くと、専業として小菊農家で生計立てられてる方はあんまり出してないということも聞きましてね、看板にも、夏秋期日本一の平群の小菊とか出てるので、どうしても来られた方はブランドの小菊だと思われやすいね。その辺についての品質管理をどうしていくのかということでこんな質問になったんです。

農薬の問題もありますし、いろんな、植物ですから問題もある中で今後も、

衛生管理も含めて品質管理というのはどうしてるんだということが問われていく時代になってくる。ますます繁栄、繁盛というんですか、活性化というんですか、それを目指すと一緒にそれがついてくると思うので、今、御答弁の中では、生産者任せにしないで厳密な選定も必要になると考えている、農家生産者の意識改革も必要と考えているという御答弁を頂きました。品質もあまりにも、少し標準から低下するものは外しているとかいう御答弁もございましたけども、どのような意識改革というか、生産者の方々にどのような面で意識改革を目指されているのか、再答弁をお願いいたします。

それから、あとは駐輪場の改革や外壁、屋根の改修も行っていきたいと、やはりイメージというのも大切でございます。以前、予算委員会、何年か前になるんですが、トイレの掃除について私、意見を申し上げさしてもうたことがございました。いつ行ってもトイレの下がもうびしょびしょで、天井を見上げるとクモの巣だらけで、変な話、おしっこしたらクモが下りてくるんじゃないかなと思いつつながら、上を見ながらおしっこせんといかんという状況だということで、もう少しお掃除をしっかりとやっていただきたいという質問というか意見を言ったときに、今は大変きれいな状況でございます。下がびしょびしょに濡れている状況でもなし、クモの巣をいつも、どうしても張ったら取れるように長い竹ぼうきも置いていただいたりですね、そういったおもてなしといいますか、来ていただいた方が気持ちよくなっただくということもこれ、大変大切で、今は特にトイレなんかは高速道路のサービスエリアなんかでも、先進国として大変トイレをきれいにするという、国の動向が見えます。そういう意味では、トイレを快適に使えるようなそんな施設であって、イメージもしっかりとよくなるような、そんな手だてを今後もして行っていただきたいということで、これは引き続いてのお願いということで、よろしくをお願いいたします。

以上、2点かな、再質問いたします。よろしく申し上げます。

○議 長

事業部長。

○事業部長

まず、再質問の生産者からの手数料率についてなんですが、くまがしステーションではあくまでも一律15%ということでやらしていただいています。ただ、御質問にあったような話がですね、生産者の会の中で法人の手数料は高く設定するというようなことが言われていたという話も確かにお聞きしております。しかし、現在、いろんな農業者の方が法人化されておまして、生産者の会に加入されてる方も法人名で加入されてる方もおられて、これについても、手数料率については15%としておりますので、生産者の会の過去の話はあったか

もしれないんですが、今後とも一律15%ということで運営していこうというふうに考えております。

それと、生産者の意識改革ということでの再質問ですが、確かに道の駅の前には小菊の大きな看板がありまして、それを見て中に入られて小菊を買われる方ということもあると思います。そんな中でですね、きちっとした規格基準を満たしたような小菊の品質ではないということで、これについてはかなり重要視して、今後の品質改善につなげていきたいと思います。

また、生産者の意識についてですが、そもそも道の駅ができる前にテント販売の青空市のようなものがございまして、これが起源となって生産者の会に続いてるということです。青空市をやっていた頃といいますのは、やっぱり規格が外れたような農産物であっても平群で作られた農産物を平群の人に消費してもらおうと、新鮮な物を消費してもらおうんだということで喜ばれてたということで、あまり、もともと規格だとかいうことについてはこだわりがなかったわけです。ただし、新鮮で安い物を町内の人に消費してもらおうというところからの流れですが、ところがですね、最近、当時はあまりなかったんですが、県内にも農産物の直売所というのが各地にできております。そういった直売所では新鮮で品質の良い品物が豊富に販売されているという状況です。

やはり消費者の立場に立った品物というのを、品ぞろえというのが非常に大切になっておりますので、生産者の方にも他の直売所に見劣りしない品ぞろえが必要だということをしっかり考えていただいて、品質の向上に向けて意識を高めていっていただきたいというふうに考えております。

再質問ではないですが、トイレについてですが、やはり道の駅に来られたお客さんというのが、まずトイレを使われるということもあります。やっぱりトイレの美しさというのは重要だと思いますので、できるだけ改善に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

山田議員。

○9番

ありがとうございます。還元率というんですかね、還元率については一律15%で今は進んでいっているということなので、その辺は明確になるように、今後、いろんな文言も含めて、書類も含めて整備していただきたいというふうをお願いをしておきます。

それから意識改革ということも含めて、いろんな今後、今も生産者組合ともいろんなお話をされているようですが、ある意味、せっかく平群の道の駅の野

菜、古都華は、古都華ブランドとしても、野菜も新鮮でということの認識を頂いているお客さんに対してですね、品数が少ないというのがやっぱりあまりにも申し訳ないかな、せっかく来ていただいているのにという。相乗効果としてほかのものも買っていただけるのではないかという意味でね、やはり時期的、季節的なこともあるんですが、例えばイチジクなんかも置いておられるんですけど、品数もあまり多くないんでね、例えば、私の知る拙い知識では斑鳩のほうではもう大変イチジクも有名で行列ができるような農家の方もおられるんでね、平群町の道の駅で品数の少ないものについては、あくまで道の駅です、活性化センターですから、遠いところの産地の物を入れるのではなしに、例えば生駒郡内の農家の限定して、物であるとか、生駒郡生駒市の農家の物であるとかいうのもですね、品数をそろえるという意味でも、平群町の品数の手薄な部分について補足してもらおうとかいう意味でもですね、その辺のことも今後検討いただきたいと思います。それは答弁結構です。

それから最後の7番目のライトアップ、イルミネーションなんです。あえて先ほど触れませんでしたけど。おっしゃってることはよく分かります。ただ少し残念ですけど。私たちはね、利益目的ではなく話題づくりとして、知名度アップとしてですね、若い人たちに「あそこの道の駅がすごいイルミネーションだぞ」という、12月限定でもね、そんな話題づくりも少し考えていただきたいなど。当然、利益目的じゃないので、夜のレストランなんていうのは本当に話題づくりで人が集まってくるような、予約すればクリスマス2日間限定で食事ができる。条例的には9時から7時までの開館時間というのは決まっていますけど、特に町長が認めればこの限りではないという文言もございますし、今後ですよ、今すぐではなしに今後、そういうイルミネーションも含めてやって、順次検討いただきたいなど。

せんだっての6月6日でしたっけ、サプライズの花火も大変、住民の方々からも好評で、よかったというお話を聞いています。いろいろ御尽力いただいた方には本当に感謝を申し上げる次第でございますが、そういった話題づくり、うちの町に来ればこんなものがあるよというような話題づくりも必要ではないか。そういう意味では、通告しておりませんので答弁は結構なんですけど、私は平群の駅にもイルミネーションを12月限定で高々と上げるということも町長、検討いただきたいなど。疲れて帰ってきて、財政厳しい平群町というイメージの中でもちょっとほっとするような、人がそれを鑑賞しに見に来るような、そんなものが行政主体であってもいいのではないかなというふうな感じもいたしますんで、9月議会の補正予算には検討いただいてですね、12月には実行できたらいいと思いますので、御検討いただくことをお願いをいたしまして、

この件についてこれで結構です。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、大きな二つ目の御質問の駅周辺整備事業について、その中の一つ目ですね、町財政状況についての御質問にお答えいたします。

まずですね、公共用地についてですが、区画整理事業では道路用地や公園用地が増えるのは当然のことですが、議員お述べの公共用地で非常に面積が増えたというのは文化センターと役場庁舎用地、小学校用地のことだと存じます。これにつきましては、言うまでもなく事業着手時点での計画にはなく、事業途中で発生したものですから、当初計画と比べれば予定どおりではなかったということになります。

結果として事業前と事業後での面積については、道路・公園等が8,957平米から2万614平米が増加し、2万9,571平米となり、文化センター・庁舎用地及び小学校用地は2万6,519平米から9,658平米増加して、3万6,177平米となっております。

なお民有地では8万7,599平米から3万242平米が減少して5万7,357平米となりました。民有地面積の減少分については、減歩により公共用地を創出したことと、経済状況の変化や土地価格の下落などの影響で、当初に予定していました大手デベロッパーなどの集合住宅や商業施設の建設が進まなかったことが原因であり、結果として文化センター・庁舎用地などの公共施設用地が増加したものです。

ただし、この文化センター・庁舎用地というのは損失補償のような形ではなくですね、町の財産、町民の財産として後々まで残るものとして用地買収をし、公共施設として今、現、あるわけです。よって税収面においては用地面積の減、土地価格の下落などの影響で減少したものでありまして、当初予測とは乖離は生じておりますが、将来的には住居家屋などの町並みがもう少し形成されていきまして、税収面でも若干改善されていくものと考えております。

小さな一つ目については以上でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、山田議員の大きな2項目めの2点目以降について答弁させていただきます。

2点目の駅周事業に対する用地取得と町負担についてであります。これに

つきましては、数字を述べていただきまして、議員述べられた数字ということで間違いございません。

それから、3点目についてでございます。当初計画に予定のなかった用地取得費と保留地処分に係る損失補償金についてであります。当初予定のなかった用地取得費20億7,012万1,000円に、増えた面積1万6,700平方メートルで単価を算出すると議員お述べの平米単価、平米当たり12万3,959円となります。また、増えた面積1万6,700平方メートルが全て民間売却となったとすると現在の保留地売却単価の平均との差額は平米当たり5万1,850円となります。しかしながら、保留地処分に係る町の損失補償の限度額はあくまでも5億円であります。仮に組合事業において民間売却し、総額11億2,300万円の損失が出たとした場合においても、町として補償できる限度は5億円であるというふうに理解しております。

続きまして、4点目の平群駅周辺整備事業の事業執行、また、それに関連した事業により多額の起債を発行し、そのことが町の将来負担、公債費を引き上げた原因であることへの認識についてですが、土地開発公社の清算や駅周事業により整備された駅前街区に文化センター建設するなど、将来に向けたまちづくりへの投資であったと認識しております。

この駅周辺整備事業は組合施行の事業としてスタートしたものの、本町の玄関口である平群駅前を中心市街地を整備し、平群町の活性化につながることを目的に町主導で事業がスタートしてきました。この事業の成果により町の活性化が図られなければならないと考えております。

特に文化センター建設についてですが、整備構想の段階から現状の未耐震であり、老朽化も進み、バリアフリーにも至っていない旧の中央公民館や手狭な旧の図書館を思うと、できるだけ早い時期に全町民の皆様の利便性や駅周事業との相乗効果の観点から駅前広場周辺での立地をしていくとしてきました。ただし、建設時期につきましては、町の財政状況を見極めて実施するとしてきたところでございます。

現在の厳しい財政状況については、平成29年10月に策定しました第2次財政健全化計画の取組を行いました。今なお多額の地方債現在高と11億円を超える元利償還金を抱える状況であることから、健全化を確実に実行するため、緊急財政健全化計画の策定に至ったところであります。

このように、町の取り巻くまちづくり環境と財政状況は切り離して考えていくことができないため、今後も行財政改革を推し進め、一日も早く財政が健全化するように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

山田議員。

○9 番

では、再質問をさせていただきます。

1点目については現実的に、3月の質問でもしましたが、事業前の収益からいうと107万円の固定資産税の減収になっているというところですが、将来に、当初予測との乖離は生じているが、税収面でも若干改善されていくものと考えているとの御答弁を頂きました。3月議会でも、令和6年度課税より文化センターが路線価に反映されるために税収効果が期待できると、固定資産税自身も上がる可能性を期待できると、政策ということの御答弁を頂きましたが、政策としてどうであったのかということもお聞きしているのです、なかなか部長の答弁でも限界があるのかなと思います。4点目でも同じようなことを聞いていますので、1番目についての答弁は先ほどの答弁で結構です。

2点目がそのとおりであるということで、それも結構です。

3点目は、確かに私、大変乱暴な言い方をしています。もちろん全てが民間売却されていけばということであると、そういう11億2,300万円の債務補償になっていく結果になってしまうんですが、5億円以上の債務補償はできないので、それであれば、売却できなければいまだに駅周が終結できない、解散できないという状況に陥ってしまうということも含めてね、極端に考えてればこうなってしまうよということなので、これについてはもうこれで結構です。

4点目です。文化センター・庁舎用地は将来に向けたまちづくりの投資であるという御答弁ですが、本当にそうなのかなという気がします。本当に投資として片づけてしまうのであれば、現在の財政状況というのは覚悟の上、計画どおりやったということになってしまうわけですよ。確かに今年度、財政は少し好転しましたが、恐らくそうしなければならないという状況もあったことは一定理解しますよ。でも、それが私たちには分からない。私たちという言い方は変ですね。私には分からない。いまだに分からない。本当に覚悟だったんですかということの後で町長に聞きたいと思います。

あと、この事業の成果によって町の活性化が図られなければならないと考えている、まさにそうなんです、ただきれいになっただけで、駅周事業は無事完了しますが、本当に当初の目的どおりになったのかどうか。当初の目的どおりでなかったら成功と言えるのかどうか。ある意味ですよ。完了したことは成功と言えるんですが、町の当初のもくろみとして初めと変わってきたんではないかというふうな気がします。

お聞きしたいのは特に文化センター建設についてですが、ということで「全町民の利便性や駅周事業との相乗効果の観点から駅前広場周辺での立地をしていくとしてきた」と。いつからですか。当初はなかったわけですよね。今の答弁ではいつからそういうふうになったのかということもなかったのに、いつからそういうふうに変ったんです。そのことについて、1点だけお聞きして、また再度、町長にお聞きしたいと思います。

○議長

総務部長。

○総務部長

今御質問いただきました文化センターの建設につきまして、整備構想の段階からという、先ほど私、答弁させていただきました。

いつ頃からかということでございます。振り返って少し確認をさせていただいた中ではですね、私どものほうで住民説明会というのを前町長のときから行っております。それを見ますと、平成22年度に説明させていただいた中には「図書館併設文化センターは駅周辺事業区域内で検討とされており」というふうな部分がございます。それから、23年度の住民説明会におきましては「駅前広場周辺での立地検討」と書かれており、時期については「財政状況を見極めてできるだけ早い時期に」というふうに書いておりますので、この時期だというふうに認識しております。

以上です。

○議長

山田議員。

○9番

平成22年の住民説明会からそういう話が出てきたということなんですけどね、本来はもう少し、私も過去にも一般質問はさせていただきましたけど、今の保留地の処分金額ではデベロッパーが参入できない、共同住宅を立地誘導、建設できないということも指摘をしました。そのためには土地の保留地処分をどうするんだというときに私は提案したのはその損失額を町が補填する、例えば坪35万円だったのを坪25万円で、坪25万円、坪20万円でないとマンション誘致、マンションのデベロッパーは参入しませんよということであれば、例えば坪10万、15万のそんな話もしました。3,000坪に対して坪10万で3億円。そのことによって、投資をすることになるけども、そこに住み着く住民の税収や固定資産税も含めると、10年、20年でその分は元、返ってきますよという質問もさせていただきました。でも、そのことについては、財政的な難しい問題もあったのか、検討すらしていただけてませんでしたけどね。

それを今さら言っても仕方ないんですけど、そういう意味でいくと、今、平成22年からそういうことになったということで、そのことを振り返っても仕方ないんですが、そういうと本当に、町長にお聞きしたいんですけど、財政状況から見て、この土地の取得というのは計画どおりだったのか。また、ある意味、駅周事業を終結するためにはそうしなければならなかったのか。町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

○議長

町長。

○町長

それでは、山田議員の質問にお答えさせていただきます。

平群町の財政状況の悪化につきましては、土地開発公社の解散、平群駅周辺整備事業、文化センター・図書館の建設、庁舎用地の取得、学校用地の取得による地方債の発行は町財政には少なからずとも影響を与えたことは否めない事実であります。また、文化センターを平群駅周辺整備事業の進捗と併せて、中央公民館が未耐震であり、老朽化する中、あすのす平群が手狭な中、住民の要望が多かった複合的な文化施設や庁舎用地の確保はかねてからの課題であり、平群町の中心地である平群駅前に文化センターの建設や将来の庁舎用地を確保できたことについては町にとっては適切な措置であったと考えてます。

ただ結果として、地価の下落という要因により、事前に議決を頂いている中ではありますが、多額の平群駅西土地区画整理事業への損失補償額を町が負担せざるを得なかったことについてはおわびを申し上げます。

また、議員が述べられているとおり、同じような時期に必要なこども園や小学校の整備との時期が重なる中で、多額の地方債と11億円をも超える元利償還金を抱える状況になったことについては反省すべきものと考えております。

その結果、実質公債費比率や将来負担比率が悪化し、県からの町財政に対する重症警報を発令されているのが現状であります。そういった反省も踏まえ、今回、緊急財政健全化計画を策定し、起債の発行を抑制し、また経営支援によります無利子貸付けへの借換えや繰上償還を検討するなど、将来の公債費の負担軽減を図るなど、町の財政健全化に向けて不退転の決意で取り組んでまいります。

以上です。

○議長

山田議員。

○9番

町長の言葉の中から今、文化センターの建設と将来の庁舎用地を確保できた

ことは町にとって適切な措置であったというお言葉を頂きました。本当に適切であったのかどうか、私も疑問ですが、いろんな財政的なことについてもおわびを申し上げますというお言葉もございました。

今、財政状況が厳しいこの状況というのは、私は決して岩崎町長の責任であるということは申し上げていません。また、そういうふうにも思っていない。強いて言うならばこれまでの歴代町長全ての責任であるというふうに、逆転の考えをしますとね、そういうふうに思いますよ。いろいろなことの積み重ね、土地開発公社の問題であったり、老朽化した施設を過去にも段階的に直していないである、駅周事業も進めていった。それが責任を取るという問題での責任ではなく、町長としての責任であったというふうに思います。

ただし、皆さんも御存じだと思いますが、平成19年の町長選挙のときには中筋町長が財政を悪化させたということを岩崎町長は選挙の争点にされました。そうなってくると、この公債費の高止まりは岩崎町長の責任になってくるわけです。ただ私、先ほど言いましたように責任を追及するわけでもないです。岩崎町長は土地開発公社の問題も対処もされましたよ。過去からの負の遺産を町長が全て引きずっていかなければならない。そして、今の財政が厳しい平群町があると。公社の問題も解決して、駅周辺整備事業も何とか解散にたどり着きました。

これからの平群町、大変財政も厳しいですが、町長、先ほど不退転の覚悟ということでのお言葉を頂きました。今後はこのことを、駅周辺整備事業のことも含めて、これを礎にして平群町をみんなで再建させていかなければならないと思います。町長、よろしく願いをいたしまして、一般質問を終わります。

○議長

それでは、山田議員の一般質問をこれで終わります。

11時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時16分)

再 開 (午前11時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号3番、議席番号12番、馬本議員の質問を許可いたします。馬本議

員。

○ 1 2 番

議長の許可を得ましたので、大きく4点について通告をしております。行政当局については、簡単明瞭な御答弁をよろしくお願いいたします。

まず1点目、デマンド交通についてであります。

市町村の裁量に基づいて、地域支援事業の一つとして、既存の公共交通機関等では支援できない高齢者の交通弱者をデマンド方式で支える福祉事業として実施されるようになりました。既存の公共交通の利用増を目指し、町の活性化につなげる、また、本町の要支援認定者1・2、令和2年度10月で約380人、5.4%であり、全国平均に比較して高い状況であります。公共交通機関を利用して健康づくりを目指し、重度化を防止するなど、導入に向けての基本的な考え方であります。

そこでお尋ねをいたします。

まず1点目、前回の定例議会において、利用者登録証の交付は町が決定するのではなく、65歳以上の方々の自己判断にすべきである、また、運転免許返納者も追加すべきと提案をいたしました。町は検討するとの御回答でございました。検討結果はどうなったでしょう。

2点目、対象者約7,000人の65歳以上の方がおいでですが、利用登録者数の予想はどのぐらい思っておられるか。

3点目、町が提示されてる利用料金、1回300円と設定されていますが、運行経費は基本的に介護保険料100%で運営されますので、利用料金は無料とするのが本意であります。現在、要支援・要介護認定者など介護サービス利用者負担は1割負担となっており、デマンドタクシーの運行費用も1割負担とした場合、1回の利用料金が200円となりますので、1回200円に設定すべきと思いますが、いかがでしょう。

4点目、運行期日は月曜日から金曜日、土日祝日、年末年始は休業となり、運行時間は午前9時から午後4時まで。運行距離ではなく、1日当たりの車両借り上げの契約とするデマンド業者の選定はどうなりましたか。

次、2点目でございます。法定外公共物の管理について。

平群町の法定外公共物の定義では、住民が利用している道路や用排水路、ため池などの公共物のうち、道路法や河川法などが適用されていないものが法定外公共物といます。代表的なものでは里道、水路などがあります。これまでは法定外公共物は、所有権は国、管理は県となっていましたが、地方分権一括法が施行され、法定外公共物は平成17年3月31日までに市町村に譲与されました。

そこでお聞きをいたします。

1点目、平群町が国から譲与を受けた里道及び水路が何キロメートルですか。また、ため池の個数と面積は幾らぐらいありますか。

2点目、所有権者は町であります。通常管理は各自治会や水利組合が行っているところであり。日頃の維持管理を行うための補助金等を交付しているのか。また、改修工事等の費用負担割合は。なお、機能をなくした法定外公共物については売払いや譲渡ができます。売り払った場合、各自治会や水利組合への売払い配分はどうされてますか。

3番目、公団の地域では境界紛争や無断占用等、財産管理上の問題につながっており、早急に国土調査の対応が望まれます。

次、大きく4点、公営住宅の管理について。

住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で賃貸住宅を供給する目的で平群町営住宅設置条例が制度化され、管理されております。管理については、町営住宅管理条例に基づいて運営もされております。また、町の小集落事業により住居が滅失し、協力者に対して特定入居者として平群町小集落改良住宅が建設されました。

そこで現在の公営住宅及び改良住宅の現状では、下垣内住宅、昭和29年度に10戸建設、現在管理戸数は5戸で、3戸は入所、今後2戸は除却予定であります。

下垣内住宅、昭和33年度に20戸建設、現在、管理戸数は6戸で6戸が入居されております。

福貴住宅、昭和37年度に15戸建設、現在管理戸数は11戸で、7戸が入居、今後4戸は除却予定となっております。

西宮住宅は昭和44年度に12戸建設、現在、管理戸数は11戸で、10戸が入居、今後1戸は除却予定であります。

くろもと団地はA、Bが昭和51年度に24戸建設、現在21戸は入居、空室が3戸のうち、今年度2戸が改修予定である。

くろもと団地C棟については、昭和56年度に12戸が建設、現在10戸が入居。空室2戸は今年度改修予定はありません。

若井東住宅は昭和61年度に12戸建設、現在管理戸数は12戸で12戸が全部入居されております。

若井北住宅は平成6年度に11戸建設、現在、管理戸数は11戸で10戸は入居、空室1戸は今年度特定入居者があるという予定になっているということになります。

改良住宅は昭和57年度から平成2年度に54戸が建設、現在、管理戸数は

54戸で51戸が入居されております。そこで今年度1戸が改修予定であります。

そこでお聞きいたします。今後、ストック事業による建て替え計画の予定はございますか。

2番目、過去5年間の公営住宅に対する応募状況は。

3番目、管理戸数のうち、令和3年度に改修、除却も入れて空室は16戸ありますが、そのうち老朽化した木造住宅7戸が今後除却される予定であります。しかし、資料を見ますと、今年度3戸の改修と7戸の除却を除いて空室は5戸となっておりますが、それ以外に家賃徴収をしなければならないが、何らかの理由によって空室になっている住宅等、もっと僕は空室があるのではないかと思います。

次、4番目、耐用年数は経過し、耐震基準に適合していない公営住宅に26戸が入居されております。東南海地震など災害が発生した場合、入居者の生命に関わる被害が想定されます。町は、平群町営住宅の老朽化等による住み替え促進要綱が昨年4月に施行されました。管理者として要綱設置目的をまず、お聞かせください。また、老朽住宅入居者の実態と今後の対策はどのようにお考えでありますか。

5番目、今後、公営住宅応募の推移をどのように予測されておりますか。

次に、6番目、改良住宅の家賃は、事業協力者が入居されていない場合は公営住宅法に基づき、町営住宅に準ずることとされております。しかし、公営住宅と改良住宅が建設目的が異なることから、公営住宅の家賃計算には私はふさわしくないところもあるのではないかと考えますが、どのようにお考えでありますか。

7番目、改良住宅、事業協力者が入居されていない場合の応募基準と今後の考え方をお願いいたします。

8番目、平成30年3月に国土交通省は各自治体に公営住宅入居に連帯保証人等を不要とする通知が示されましたが、平群町営住宅管理条例の第12条1項の条文、手続には「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること」となっており、なぜ条例を改正されないのですか。

次、大きく次4点目。空き家対策について。

適切な管理が行われていない空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、地域住民の生命、身体、財産等の保護及び生活環境の保全等を確保するために、国では空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年2月に施行されました。本町も平群町空き家等の適正管理に関する条例が平成27年9

月に制定をされております。

本町の条例では、空き家等の適正な管理及び活用促進を図るため、町及び所有者の責任を明らかにすることによって魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的として設置されました。特に特定空き家等の発生を未然に防止する対策を実施する町の責務が規定されています。また、特定空き家等の認定は町の諮問機関として、平群町空き家等対策協議会が設定されています。

国による平成30年の住宅土地統計調査では空き家数は過去最高の13.6%を占め、要因は急速な高齢化社会であり、今後もより深刻な問題になっていくことが懸念されているとの報告であります。

空き家の種類では大きく4種類に分類をされるわけであり、一つは、新築か中古にかかわらず賃貸のための賃貸住宅、二つ目は、新築か中古にかかわらず売却の住宅、三つ目は、別荘等のように普通は住んでいない2次的住宅、四つ目が賃貸用住宅、売却の住宅、2次的住宅以外で、転勤や相続問題等によって長期不在となっているその他住宅、国のほうでは41.1%の分類がされるわけでございます。

近年最も増加傾向にあるのが、その他住宅で定期的な管理が行われずに倒壊の危険がある状況、衛生面では著しく有害となる状況などといった要件に該当すれば、特定空き家等が大きな社会問題になっております。

そこでお聞きをいたします。

1点目、平成25年4月に今後10年間にまちづくりの指針として平群町第5次総合計画が策定されました。住宅行政の行動指針として、空き家状況については、定期的な情報収集に努めることになっております。8年目を迎えており、今までの実態調査結果、特に転勤や相続等によって長期不在となり、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている特定空き家等の戸数及び苦情と対策状況をお答えください。

2点目。特定空き家等に指定されれば、例えば固定資産税が高騰、過料発生、行政代執行等の費用請求等があります。本町では、固定資産税対応をどのようにされていますか。なお、空き家の判断は目安は1年が利用されていないとも言われております。

以上、大きく4点について質問いたします。よろしくお願いをいたします。

○議長

それでは、1時15分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時45分)

再 開 （午後 1 時 1 5 分）

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、馬本議員の大きな1点目、デマンド交通について御回答させていただきます。

まず、その中で1点目の御質問にお答えさせていただきます。7月上旬、約7,000人の高齢者の方々を対象に介護保険料額決定通知書が発送をされます。その際にデマンドタクシーの利用登録に必要な書類、利用者証明証及び利用案内チラシを同封し、郵送する予定でございます。

前回の定例議会において議員より御指摘、御提案ありましたフレイルか否かの判断につきましては、65歳以上の高齢者の方々の自己判断、本人の申出により、お電話でも受け付けるよう諸準備を進め、高齢者の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。具体的には、来庁での利用登録も行いますが、デマンドタクシー利用登録専用ダイヤルを設け、電話での利用登録を推進してまいります。

また、運転免許証返納者につきましても対象者として追加し、明記してまいりたいと考えております。

続きまして2点目の御質問でございます。

対象者である65歳以上の高齢者約7,000人のうち利用登録者数約1,500人程度を見込んでおるところでございます。

続きまして3点目の御質問でございます。

1回当たりの利用料金300円の積算根拠についてということでございます。町内の公共交通、路線バスに係る利用料金が190円から250円ということのバランスなどを鑑み、平群町地域公共交通会議にて決定された運賃となります。

本事業の運行経費は議員の御指摘にありますように、介護保険料で100%賄われます。基本的には無料運賃または介護保険サービスの利用者負担と同様の1割負担とすることも検討材料の一つかもしれませんが、既存の公共交通、介護サービス等による運行事業との配慮も踏まえ、料金設定としておるところでございます。

本年10月より3年間は実証運行を行い、令和6年度より本格運行の開始予定ではありますが、その際の実証運行での課題等を検証しながら、利用料金や利用方法等についても併せて検証してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に4点目の御質問でございます。

運行事業者を決めるため、令和3年4月より約2か月にわたり、平群町デマンド型乗り合いタクシー運行業務におけるプロポーザル入札を実施してまいりました。厳正な審査の結果、奈良近鉄タクシー株式会社に決定さしていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

それでは質問をさせていただきます。

第1点目につきましては、3月議会に、利用者の方の自己負担を軽減するために自己判断すべきやという提案をさせていただきました。その点、御理解いただきまして、電話の受付もできるようにされ、そして、デマンド利用登録専用ダイヤルを設けられるということで、高齢者の負担軽減にも努力していただくということになりました。それと、もう一つは運転免許証返納者につきましても対象者ということで、今度追加していただきましたことは一定の評価をしたいと思っております。

そこで、専用電話の設置はいつ頃から予定されているのか、そしてまた今後の予定はということで、再度質問をさせていただきます。

それと、2点目につきましては、約7,000人のうち1,500人ぐらいが登録されるのではないかなということを見込んでおられるということ、それはそれで結構でございます。一人でも多く、たくさんの方が御利用されること、登録されることを祈念しております。

それと3点目、介護保険料を使つての運行でございますので、皆さん、65歳、介護保険料をお支払いされておるので、僕の提案は無料にすべきではないかということで御提案をさせていただきました。しかし、先ほど御答弁いただいたように、地域公共交通会議の中で決定されたということで、現在ある路線バスとのバランス等を鑑みてということで御答弁を頂きました。

しかし、今後3年間は実証運行であつて、それに実証運行が終わるにつけて今度は料金についても一定の課題にしていただくということをただいま発表していただきまして、ぜひ何とか介護保険料を皆さんお支払いでございますので、

その点、意を踏まえて、3年後には一定の、僕が提案しておったように1割負担、例えば200円ということでもひとつよろしく願いをいたしておきます。

それと、この料金の今先ほど言いました、本日から3年後の利用料金を期待をしておきます。

先ほど、僕がもう1回言いましたように、1点目の設定はいつ頃、専用電話をいつ頃されるかということ、それと、今度はプロポーザル方式によりまして奈良県の近鉄タクシーさんが決定ということでありまして、その点については御苦労さんでございました。ひとつ、その点、再度答弁をお願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

今、専用ダイヤルの今後の予定についてということで再質問いただきましたので、答えさせていただきます。

専用回線電話につきましては、7月末までに専用回線を設置し、8月より利用者登録の確認を開始してまいりたいと考えております。また、運行の予約です、10月からの運行の予約につきましては9月15日から受付を開始する予定というふうに考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

再度この件についてお聞きいたします。

某ミニコミ誌には、予約受付は9月1日ということで報道されていますので、再度確認のため、お聞きします。7月中旬に高齢者全員に平群町デマンド交通利用者登録確認証を送付され、その後、8月に利用者登録の確認及び10月運行に向け、そして9月15日から予約を開始するという認識でよろしいですか、どうですか。その点、再度お尋ねします。

○議長

総務部長。

○総務部長

予定につきまして、今、議員述べられましたような予定で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

デマンド交通運行については、今後も事務局におかれましては御苦勞をおかけいたします。運行までの準備期間が多忙になることが想定されますが、住んでよかったとだけいただける高齢者福祉施策の一助として、業務を速やかに進めていただくようお願いを申し上げます。

この件については、これで結構でございます。

○ 議 長

事業部長。

○ 事業部長

それでは、馬本議員の法定外公共物の管理についての御質問にお答えいたします。

その中の小さな一つ目の質問の国から譲与を受けた里道、水路のキロメートル、ため池の個数について、お答えいたします。

平成17年1月に譲与を受けた法定外公共物は、図面上で里道、水路の場所や位置を特定し、譲与を受けております。距離や面積については把握しておりませんが、町道の延長が約295キロメートルであることから、それ以上の延長に及ぶものと考えます。なお、町道認定している里道については道路法に基づき譲与を受けており、法定外公共物には含まれておりません。また、平群町内にあるため池は名義が個人や共有地のものであり、譲与を受けたものはありません。

次に、小さな二つ目の質問の維持管理の補助金、改修工事の費用負担割合、売払い時の売払い配分についてお答えいたします。

通常の管理は各自治会や水利組合で行っていただいております。水路の泥上げや農道などの維持管理について、集団的な農地があるところについては、多面的機能支払交付金の対象となり、補助金を交付しております。また、改修工事については、事業費の2分の1の補助で上限50万円の町単独土地改良事業において補助しており、売払いについては全額町の収入となります。

次に、小さな三つ目の御質問の境界紛争や無断占用につながるもので、早急に国土調査の対応をについてお答えいたします。

現在、地籍調査事業は財政事情により一時休止しておりますが、土地の境界の確認など、地籍の明確化を図ることは土地利用が円滑に行われ、地域の発展にもつながることから重要であると考えております。財政状況が好転しましたら、また国土調査事業の再開をしたいというふうに考えております。

以上です。

○ 議 長

馬本議員。

○ 1 2 番

まず 1 点目につきまして、今後、里道や水路の距離、面積について、どのように把握をされようとしているんですか。その点について御答弁を願います。

それと、2 点目につきまして、農地多目的機能支払交付金という、交付金制度があるんですが、それは農地に対する里道、水路があって、そういうときに申請すれば交付金が頂けるんですが、それ以外に申請することができない地域についても法定外公共物が多く存在しております。町としては補助金交付をすべきであると思いますが、再度、御答弁をお願いいたします。

それと、今後、3 番目でございます。国土調査について、したいけれども財政上の問題があるんやということをおっしゃいましたけど、やっぱり国調がいかにか大事かというのはなぜ、立証されてますように、旧西和広域農道に事業に伴い、大阪地裁で平群町が敗訴しており、現在、高裁で係争中ではありますが、このような裁判事例が発生しないためにも速やかに国土調査を計上すべきと考えますが、再度御答弁のほどよろしくをお願いいたします。

○ 議 長

経済建設課長。

○ 経済建設課長

それでは、馬本議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1 点目の里道や水路の距離の面積の把握についてであります。国土調査完了地域については境界が確定されているため、個別に延長面積を計測することは可能です。また、占用申請や開発などに伴う境界明示申請時に把握をしてまいりたいと思っております。

次、2 点目、町として補助金を交付すべきであるという再質問です。通常、維持管理は町道など多くの方が利用する道路などは町が行っております。主に地元の方が利用している里道や水路は受益者である地元の方に利用者として管理を行っていただいております、地元で管理している里道や水路、全て地元で補助金を交付となれば、これ、財政上、かなり困難であると考えます。

3 点目の国土調査についてです。町財政を見据えながら再開に向けた調整をしていきたいと考えております。

以上です。

○ 議 長

馬本議員。

○ 1 2 番

1 点目についてはね、国調がいかにか大事かということは今、御答弁を頂いた

なというふうに認識します。それはそれとして、私は3番目で、その国調について計上すべきやというふうに訴えておりますので、後でもう1回お話しします。

それと2点目につきまして、地元の方については、それは地元の方に利用していただいて、利用者、受益者負担として認識していると、地元の管理を行っていただく水路全て地元の補助金になるのは財政上かなり混乱が生じるということで御答弁いただきました。それはそれとして分かりますけども、日常、維持管理は地域に基本的に無料でされておるわけございまして、売払いの場合は全額町の収入となるのは私はちょっとおかしいのではないかな。

例えば、昔、合併浄化槽設置において水利組合の放流同意が必要でありましたが、昔は協力金を受けていましたが、裁判の判例により強制の協力金の制度はなくなりました。地域の方々は実質的に補助金なしで法定外公共物を適正に管理していただいております。よって地域の維持管理の補助金を交付するか、または売払いに財産区財産のように案分率を決めるか、提案をいたしますが、いかがでございますか。

それと、先ほど3点目の財政上の問題で、財政状況を見据えながら再開、協力を調整していきたいというようなことをおっしゃいましたから、法定外公共物は各地で一層大事なことでございますので、管理は各自治会が町の依頼を受けて管理していくなどの町の一層の、私は努力が必要やというふうに思います。

それはね、法定外公共物は町の人に、そこの自治会並びに大字に管理してくださいねと。先ほど言った、田んぼあった分については交付金来ますよ、もしくは補助金50万限度で2分の1、改修する場合は町が負担しますよと。ほんなら、今度は売るようになったら、法定外公共物がもう要らなくなった、というのは開発とかいろんなことに伴ってなった場合は財産区処分じゃなしに、町が全部収入に入れるということも非常にちょっとクエスションの部分もございまして、その点も踏まえて、再度御答弁いただけますか。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、質問にお答えさせていただきます。

まず、地域により自治会に補助金を交付するか、売払い時に案分率を定めるかという御提案の御意見だったと思います。こちらについては通常、開発などで払下げ、売払いされる法定外公共物に関しては地元が管理されていないものが多く、地元としても不要であると判断されるもので、あえて財産案分率を定めて売払い金を地元を支払うということは考えておりません。また、維持管理

の補助金は考えていないんですけれども、他市町村の事例などを調査研究したいと考えます。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

先ほど、繰り返しになりますけど、売払い、維持管理の補助金、考えてはどうかとかね、法定外公共物の処分については地元の判断が必ず必要やから一定の権利を有しているのではないかというふうな形は先ほども、再度言いますけども、それについては案分率云々とかいうのは、今、課長のほうから各市町村の一定の事例を調査研究したいということでございますので、この件についてはね、法定外公共物については、ちょっと各市町村の事例を調査研究していただけますか。ということで、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それと、先ほど、これも町長には云々ではいきませんが、財政の問題でございまして、課長は財政状況を見据えながらというふうに国調の件についておっしゃいましたけども、この国調ほど大事な問題はないというふうに認識してます。それで、大阪地裁で敗訴して、うん百万円の請求が来る可能性もあるわけ。そのお金をそういうのやったらもっと早く、国調をやってきちっと整理、今後はせねばならないようなところもあるように聞いております。この点については、たしか3月議会で一般質問をさせていただいたと思いますけどね、そういうことも踏まえながら、ひとつ財政課も、町長はじめ担当部長ね、課長も、来年度でしたか、来年度に向かってひとつ調整していただきたいなというふうに思います。その点、町長、どうですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

議員おっしゃるようになりますね、国土調査事業、非常に重要だと考えてますし、また、今時点で事業を休止しております。非常に中途半端な状況で残っておりますところがあります。そういったところについてできるだけ早く、財政状況を見ながらということですが、計画を立てて、事業完了に向けて、予算についてもですね、努力していきたいと思っております。お約束はなかなかできませんが、そういう気持ちでやっているということをお答えして、以上、答弁とさせていただきます。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

法定外公共物の維持管理は各大字自治会、町の依頼を受けてより一層ね、適正に管理していただくためにも町のより一層の御努力をお願いしたいなというふうに思います。予算につきましては一定の努力をするということで、担当部長がそこまでしかおっしゃらない。当然のことと思いますので、ひとつよろしくをお願いしたいなと思います。

この件については、これで結構でございます。

○ 議 長

事業部長。

○ 事業部長

次に、公営住宅の管理についてお答えをいたします。

まず、一つ目の建て替え計画の予定についてですが、それについては現在予定はございません。

次に、二つ目の過去5年間の公営住宅に対する応募状況については、町営住宅では平成28年、29年度、募集を行っておりません。平成30年度は2戸募集で2戸入居でした。令和元年度は2戸募集で、そのうち1世帯が応募をされ、1戸について入居されました。令和2年度は1戸募集しまして、2世帯が応募ありましたが、1戸入居となっております。

また、改良住宅では平成28年度3戸募集で7世帯の応募があり、3戸入居がありました。平成29年度、30年度には募集がありません。令和元年度2戸募集で応募もありませんでした。令和2年度は3戸募集で2世帯応募がありまして、2戸入居であります。

過去5年間では、町営住宅で5戸募集し、5戸入居、改良住宅では8戸募集で5戸入居となっております。

次に、三つ目の空き室の実態についてですが、くろもと団地では2戸、改良住宅では3戸あります。

四つ目の要綱設置目的と老朽化住宅入居者の実態と今後の対策についてですが、老朽化による不良住宅の入居者に対して、他の住宅へ住み替えを促進する移転料として10万円を支払う目的に要綱が施行されました。不良住宅は下垣内住宅、福貴住宅、西宮住宅など、いずれも50年以上が経過し、公営住宅法による木造建築の耐用年数は30年となっておりますので、3地区の住宅は耐用年数がとっくに過ぎているという状況です。

今後は耐用年数を過ぎた町営住宅の建て替え計画はないことから、ほかの公営住宅への移転を促進していきます。要綱施行後、福貴住宅1戸が町外へ移転され、また同じく福貴住宅1戸が特定入居の予定をしております。

五つ目の今後の公営住宅応募の推移予測については、10戸の空室状況がありますが、主な理由としては入居者死亡後の事務処理中というものです。また、町の財政的な問題で必要な改修工事ができておらず、募集ができていないのが現状であります。今後も入居希望者は現状のまま推移すると思います。

六つ目の改良住宅の家賃は公営住宅の家賃計算ではふさわしくないのではとの御質問についてですが、改良住宅は54戸建設され、現在、改良住宅の入居者、これ、事業の協力者になりますが、は23戸に入居されております。当時の特定入居者がいなくなった場合は町営住宅の規定を準用し、家賃を計算しております。

七つ目の改良住宅の応募基準と今後の考え方についてですが、当初の特定入居者がいなくなった場合、新規申込み条件としては、平群町の住民台帳に1年以上特定地域に住所を有していることが規定されています。また、特定地域の応募がなければ公募の範囲を広げ、町営住宅の規定に準用して運用しております。

八つ目の国土交通省通知以降、連帯保証人について、なぜ条例改正をしないのかとの御質問ですが、近年、身寄りのない単身高齢者が増加していることなどを踏まえて、今後、公営住宅への申込みの際し、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念されておりますので、本町においても条例改正が必要と考えており、入居者選考委員会の意見を聞いて判断してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

1点目、ですから、現在ストック事業の予定はということで、現在ありません、それはそれで結構やと思います。

2点目の件につきましては、応募状況はどうやということでお聞きいたしました。基本的に町営住宅と改良住宅ありますよと。その間に過去5年間では町営住宅が5戸募集されて、5戸が入居されてますよ。改良住宅については8戸募集されて5戸が入居されてるという現状をおっしゃいました。

そこでお聞きします。なぜ改良住宅の入居募集に対して約6割しか出されていないのかということについて、再度御答弁をお願いいたします。

3点目につきましては、空室の実態はということで、くろもと団地2戸、改良住宅3戸が存在してるよということで、現在空き家の5戸と何らかの理由による、先ほど一般質問したんですけれども、何らかの理由による空き家状況が

5戸。現実としては、空き家になった何らかの理由になってる5戸、合わせて計算すると、それについては10戸あるということになってますんで、それについて何らかの理由について、詳細に説明をお願いを申し上げます。

その次に、老朽化住宅の入居の実態はということでございます。

これについては、老朽化をしてるから特定入居ということで、公営住宅へ入っていただくというふうに進めてますよということで御答弁いただいたんですけども、僕が一番心配してんのは、もしも自然災害によって入居者に多大なる被害を受けられた場合、家賃を徴収している以上、町の管理責任が問われる可能性があるのではないかなと僕は思います。入居者の生命、財産を守ることも、それから速やかに適正な公営住宅に移転していただくことが町の、私は責務ではないかなというふうに思います。その点について、再度御答弁のほどお願いを申し上げます。

それと、改良住宅の件でございますが、改良住宅の件で計算なってるから、その計算方法について、僕は改良住宅は何ら目的、町営住宅とちょっと違う目的で建てられたから、ちょっとここは家賃設定については公営住宅法に基づく家賃設定ではちょっとクエスチョンちゃうかなということでお話ししました。実は改良住宅に住んでおられた方が、お母さんかな、の関係で、お母さんと住んではって、お母さんがそのときの家賃5万円、お母さん亡くなって、今度8万円の家賃が二戸一に払いなさいということで、残念ながらその方は出ていかれました。二戸一で8万円やったら、ここら辺のもっと近いところで便利のええところやったら8万円出したらあるんちゃうかなというふうに想定もします。

後でちょっと話、しますけど、そういう点もありますんで、そこら辺をどのように思っておられるかということで、それで今回、改良住宅は設置目的が違うからということをおね。よその市町村もちょっと調べました。よその市町村はね、これ、いろいろあんなねけど、ある市にも行ってきました。実は公営住宅法に基づいて積算してないところ多いよ。多いよ、まだ。政策的な積算多いよ。そこら辺もちょっとね、考慮していただきたいなど。それはなぜっていったら、また後で言うけども、こっこのほうの宿題、また次の答弁で頂くけども、その点についてちょっと調査研究していただきたいなど。よその市町村もね。そのように思いますので、その点についてちょっと部長のほうで御答弁をお願いしたいなと思います。

次に、7番目、改良住宅の応募状況はどうですかとこう聞いたわ。ほんなら、いろいろあるわけやん。その応募基準ですね。応募状況の基準。要するに特定地域に住んでおって、1年以上住んでおかなあかんよという、その一定の基準。それは改良住宅が協力者がもうおいでにならなくなって、行かはずの場合のと

きですね。その方がそれになったときの応募という、そういう一定の基準が改良住宅はあります。この改良住宅についての一定の基準についてね、特定地域の規定についての見解は行政はどういうふうに思っておられるのかなというふうについてちょっと再度、部長か課長の御答弁いただきたいなというふうに思います。

次、8番目。この連帯保証人の必要性。これについてはね、町営住宅管理条例の第12条の3項に、「町長は、特別の事情があると認める者に対しては、連帯保証人の連署を必要としない」と明記されているが、私は連帯保証人を必要としないことに改正を提案しますと思います。今後の入居者、これについてはね、今後、入居者選考委員会の意見も聞くということやから聞いていただきたいなというふうに思います。よその市町村もちょっと調べていただいたら分かりますけども、今はおひとり暮らしで身寄りのない方、住居に困窮されて、所得の低廉な方がおいでになる場合は入居基準として、もしもそこへ入ります、いけるようになりましてよと、必ず連帯保証人をつけなければならないというふうに条例化されてますんで、そこら辺は運用の問題もいろいろあると思いますけども、ちょっと調査研究をしていただきたい。それと入居者、今度、選考委員会もあれば、そこでちょっと協議していただきたいなと思います。

再度御答弁をよろしくお願いします。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、質問にお答えさせていただきます。

まず、2点目のなぜ改良住宅の入居者割合が6割の入居しかないのかということですが、改良住宅と町営住宅につきましては基本的に入居条件が異なっておりますので、改良住宅については若干厳しくなるような入居条件になっていることからだと考えます。

続きまして、空き家の5戸の何らかの理由ということの説明をということですが。入居者がお亡くなりになりました。しかしながら、家財道具等が放置されたままの状態にあると。まず、入居者の相続人並びに連帯保証人等を調査し、対応をしているところでございます。

続いて4点目ですか、自然災害による入居者の被害は町の管理責任を問われるということですが、入居者に対しては移転を要請してるんですけども、入居者の意見として、高齢であることから住環境の変化を好まない意見が強く、移転に賛同してもらえないのが現状でございます。なお、今後も移転要請を強くしていきたいと考えております。

次、6点目です。改良住宅の家賃計算の再質問であったかと思えます。こちらについては議員お述べのように市町村でばらつきがございますので、その辺は調査研究してまいりたいと思っております。

最後、特定地域の規定の見解についてですけれども、今後、特定地域の規定については入居者選考委員会に諮問したいと考えております。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長

馬本議員。

○12番

私の質問させていただいている2点目、次に、応募状況で、先ほど改良住宅はなぜ6割しかないかと、入居条件が町営住宅と異なって難しなってるから。それは僕が先ほど言うた改良住宅の一定の基準ということ想定されて御答弁していただいたと思えますけれども、その点についてもう1回、後の基準について御答弁願えますか。それと詳しくお願いいたします。もう1回言うてください。

それと、3点目については空室の状況。これについては非常に、先ほど、これはこれで調査研究は市町村にやっていただくということで、これはもう調査研究するということで今、御答弁いただいたから、それはそれで結構です。調査研究してくださいね、改良住宅の家賃についてはね。よろしく願います。

それと、改良住宅の積算根拠、それで言ったら。改良住宅の応募基準で先ほど言いましたけれども、これ、特定入居の基準、先ほど述べていただいたんやけど、これについてはね、極端に言うたらね、その地域に住んでおられる方が、地域の方しか入れないよと。それは1年以上住んでんなあかんよということで、先ほど改良住宅は6割しか応募がなかったよということにつながりますよということをおっしゃったと思えますねけど、これについては、今言うように選考委員会で協議していただくということで、一つ基準をね、どうなるかは知りませんよ、また内部で協議してください。ほんで、それもひとつよろしく願います。

それと、一番最後の問題はね、それ、家賃ね、身近な方のことや入居者の選考に聞くということやけど、これは実は保証人の関係です。この保証人の関係についてはね、先ほど言いましたけれども、今後ともそういうこともありますから、国土交通省の関係で来てますんで、それもよう御存じやと思えますけれども、取れない人がいてはるわけ。連帯保証人を、もう身内もいてはれへんということで、知人もいてはれへんということで、困ってはる方もおいでになるのが、基本的には住居に困窮し、低所得者の方が入居する資格を持っておられる方でご

ございますので、その点の趣旨もより一層踏まえていただきましてね、今後、入居者選考委員会で意見いろいろ聞いてください。ひとつよろしく願いいたします。

公営住宅については、多々いろいろ、まだ細かい部分もありますけども、一応調査研究するということでございますので、ひとつよろしく願いしたいなと。今後も公営住宅を法を遵守していただきましてね、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で安全な住宅を供給していただきますように、特に老朽館に入居されてる方についてはね、早急にいろんな各関係機関に聞いてくださいね。調査研究してください。ひとつよろしく願いいたします。

この件については、これで結構でございます。

○議長

事業部長。

○事業部長

次に、空き家対策についての御質問にお答えいたします。

まず、一つ目の特定空き家等の戸数及び苦情と対策状況についてお答えします。

平成26年3月の空き家の実態調査結果は534戸、空き家率は7%でありました。現在、町では周辺住民や自治会より、空き家等が適正に管理されていないために苦情があった場合、現地調査をして地権者に適正管理指導を行っております。今年の4月30日に指導通知を9件郵送し、1件の返信がありました。町全体の実態調査や定期的な情報収集は行っておりませんが、町民からの情報を基に把握をしている状況です。今後、空き家等対策計画の策定が必要と考えており、協議会の設置に取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長

総務部長。

○総務部長

私のほうからは固定資産税の対応につきまして、御答弁させていただきます。

特定空き家等につきましては、地方税法第349条の3の2の第1項におきまして、空家等対策の推進に関する特別措置法により、所有者等に対し勧告がされた土地については、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例から除外される旨規定されておるところでございます。これに基づきます本町の実績は今のところ、ございません。仮に町条例により、特定空家等に認定され、勧告がされた場合の対応は、その翌年度より課税標準額の6分の1の軽減や3分の1軽減といった、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例を除外する

ということになるところでございます。

今回、議員のほうから御質問いただいたことにつきまして、適正な課税に向けた重要な課題提起と受け止めまして、これを機に空き家対策の関係課と連携を強化して取り組んでいきたいというふうな考えを持っているところでございます。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

再度質問します。

1番目、基本的には平成26年3月以降には実態調査されていないということだから、僕は今後のこと大事やから、それはそれとして置いときます。

現在、町内のその他住宅、ということは、その他住宅の戸数は何件ぐらいありますか。僕はその他住宅、四つの種類あるよと先ほど質問したね。空き家住宅の四つあるよと。その他住宅で何件ぐらいありますかと。それと、町内に迷惑をかけているその他住宅の把握は、先ほど言わはったの、住民から情報とは情けない話でございますと、私はその点、行政はより一層認識せねばならないというふうに思いますよ。第5次総合計画ではそう書いてないよ。

それと、指導通知を9件郵送され、今、言わはったのに1件の返送があったということで、経過報告とその後の対応、お聞かせください。

それと、空き家等対策計画の策定が必要であるということで、協議会の設置に取り組むということはそれは大切なことかも分からへん。けれども、行政として速やかに取り組むことがもっとほかにあるん違うかというふうに思いますが、その点どうですか。

それと、2番目やね。税の関係で、特定空き家等に認定によって固定資産税の課税標準の特例から除外されることにより所有者の認識、僕は変わるんちゃうかなと。ということはね、これ、何で言いたいかってね、税法上特例、住民が住んでて特例があるわけでございます、行政はね、今までそのやつを一つもやっていない。住んでないおうちでも、近所に非常に迷惑をかけてるおうちでも6分の1軽減してるわけや。これが許されるんかなというふうに私は思いますよ。この税金の固定資産税の課税は町長の権限やで。それは認識しておられると思うから。そういう迷惑かけてはるおうちについては、そら、すぐそういう委員会とかあるんやから、ほんなら、そういうことをもって対応していかなあかんのちゃう。それはそれこそ横の連絡ちゃうかな。やっぱり事業部長と総務部長の税務の関係と経済建設課長ですか、その横の連携としますよ。そ

んな迷惑はかける、固定資産税は6分の1軽減されてると、これは理に合わないというふうに思いますんで、その点について速やかに対応していただくようお願いいたします。

この税金についてはね、今言うた隣接してる住民にとっては非常に大変ですよ、生活。夏になったら虫がようけ発生したり、台風来てるいろんなもんが飛んできたり、それから植木ね、隣でかぶったり、大変でしょう、これ。その他、そういうことを僕はね、どういうふうにしていくんかって言ったら、僕の一つの提案させてもらいますわ。そのぐらい自分ら大事に思ってくれんやったらね、目視。町内全域を担当課が目視していったらええねん。目で見ていったらええねん、1日。お金がなかったらないでええやんか。行政、速やかに、あしたからでもええやん。あさってからでもええで。隣の人は大変やねんから。住民に住みよいまちづくりをしますと口ではあかんで。だから、この家はこういうことで使ってる。今、聞きますと、自治会の連絡とか隣接の方々の報告によって対応してますと、そんなんあっかいな。目視でまず全体像をつかんでください。その点、どうですか。再度御答弁願います。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

その他住宅の戸数の件数です。平成26年度以降で町全体では実態調査をしておりません。よって、その他住宅の件数についても正確には把握しておりません。こちらについては非常に申し訳なく思っております。

また、指導9件の御質問であったかと思えますけれども、返事のなかった所有者8件のうち1件は対処するというようなことで回答をもらっております。残り7件につきましては、再指導の通知を送付していきたいと思っております。

また、状況をつかむのに全体の目視をするということの御提案です。こちらにつきましては、通常の調査委託であれば財政上の問題が生じますが、こちらについては速やかに実行できるのではないかと考えております。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

26年以降は全体の把握をしてないで、その他の住宅の件数は今、分かれへんよと、こういう御答弁。それについて申し訳ないですよとこうおっしゃってるわけや。けれども、僕はそれでええんかなあと。それはそれでええとしたっ

て、近所に毎日生活をされてる方、その他住宅の近所に、隣に住んでおられる方のことを考えれば速やかに目視してくださいね。目視して、速やかに対応してください。

それと8件について、残り7件については1件は一定の回答をもうたけど、あとの方については何の変化もないよということやね。それについては再指導していくということで、恐らく郵便物で送らるるか、いろいろされると思うんやけど、果たしてそれだけでええのかなあというふうにも思います。やっぱりね、厳しいところは厳しい言わなあかん。僕は思うよ。口だけではあかん。実行したらええねん。

それにはね、今、協議会もできてるからね。その協議会にこういうおうちありますと、調べたらええねん、全部。こうこうして何ぼ手紙を送っても届かへんねんと。そこでこういうふうにして、ほな固定資産税からいったらええねん。基本的には6分の1やけど、こっち、非住宅地やったらね、課税においてはね、計算したらね、大体やで、4倍ぐらいになんねん。例えば1,200万円やったらね、その計算してんで。ほんなら4倍ぐらいに固定資産税が上がるの。上げたらええねや。

これね、隣の人ね、いや、私のうち、こうやと。6分の1、そらええよと。隣の家は住んでないのに6分の1軽減受けてんねんと言ったら、知らはったら怒らはんで。町長、怒らはりませ。そんなもん速やかに、それこそ税の公平性ちゃんとせなあかんと思うよ。だからそこら辺もわきまえてね、速やかに目視するのは、ここでそれだけ約束して。税の対応するために、まず、その他住宅の近所に迷惑かけとるおうち、平群、何件あるか速やかに対応、探してください、調査してください。その結果、税務課にこうこうというて、写真撮って、税務課にこの辺りですよと言うてください。そこで、その地権者に全部、50件あったら50件送ってくださいよ。分かるから。普通は1年家が住んでなかったって、ガスの、水道メーターなんてすぐ分かるやんか、使うてなかったら。そやろ。そやから、そういうことも皆、調査されてね、そこら辺からやっぱりもう1回原点へ戻ってくださいよ。そういうことで住みよい平群町のまちづくり、してくださいよ。

空き家対策いろいろありますよ。僕はね、その他住宅が一番今、平群にとってはせねばならない、住民にとっては解決せねばならない問題だと思いますよ。そこで再度、もう1回約束してね。もう速やかに目視をもって、その他住宅を調査する。その上に税務といろいろ対応もする。それと、その対策協議会について諮問するような条件、文書いろいろ書くということで、その点、再度ここで約束できるんやったら約束して。自分ら、住民からの声だけではちょっと情

けないよ。その点どうですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

議員御指摘、御提案のことについては非常にもっともな話だなというふうに思います。税務課からも答弁ありましたが、今後、居住が見込まれないことの明確な判断基準が確立されていないという状況でもあります。ただし、我々、町のほうでもですね、他人に迷惑をかけてるような空き家については、やはりできるだけ早く調査をしてですね、適正な管理をしてもらうように通知も出しております。出している中で、やっぱり返事も返ってこないというようなことについてはですね、やはり一定空き家として何らかの手だてが必要になるのかなというふうに思います。

御提案については、非常にもっともなことですし、迷惑を被っておられる近隣の住民の方についてのお気持ちについてもよく分かりますので、議員言われたような形で早急に調査もして、どういった対応ができるかということについても、速やかに検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

それはそれで結構でございます。それ、もう行政として判断基準が非常に難しいということは御認識されてると思う。その場合、空き家対策協議会あるやんか、諮問委員会ね。そこへ出したらええねん。そこに諮問をされて、答申を受け、そこで対応されたらどうですか。

税金については、今言うたように1年後になりますけどもね、何らかのペナルティーじゃないけどね、当然のこと、せんなあかん。町長、頼みますよ、ほんまに。皆さん、平群に来て、住みよいまちと仰っていただくのん大変ですよ、それ。いろんな、固定資産税の件もちゃんとこれまだ1件も対応したとこないと、まだみんな6分の1の減免対応してるんやって、これ聞いて情けない話やなというふうに思います。

今後ひとつ、空き家のその他特定空き家がなくなること、適正に管理していただくことをね、なくなりませんけど、適正に管理していただく、所有権者がね、になることを祈念をしております。

今後、担当部長並びに課長、いろいろ御足労をかけますが、ひとつよろしくお願いをしたいなと思います。

私の一般質問はこれをもって終わります。本日はありがとうございました。

○議長

それでは、馬本議員の一般質問をこれで終わります。

2時20分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時06分)

再 開 (午後 2時20分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号4番、議席番号7番、山口議員の質問を許可いたします。山口議員。

○7番

それでは、通告に基づいて大きく3点について質問いたします。

まず1点目は、櫛原山林へのメガソーラー開発についてであります。

この問題については昨年6月議会以降、毎議会取り上げてきました。計画が明らかになってから2年近くなります。この間、事業者は住民説明会を全町民を対象に2回と、希望する八つの自治会に行ってきましたが、災害の危険や環境破壊などについて、参加者はもちろん、多くの住民の理解を得られるどころか、不信を増殖しています。

事業者が信頼できない事例を挙げると、高圧送電線について同意のない自治会の町道にも埋設を強行しようとしていること、西向の町道への高圧送電線埋設工事に必要となる迂回路について、車両が通行不能な道路を迂回路として町議会に提出していたこと、町の「測量、伐採その他の準備行為を行おうとするときは周辺住民に周知」とする指導要綱に違反して、今年2月に伐採を強行したこと、今年2月16日、県へ放流水路や調整池などを変更する林地開発許可変更申請を提出したにもかかわらず、新たな放流水路に隣接する樺台自治会への3月7日の説明会でそのことを一切説明しないだけでなく、調整池は一切変更できないとうその説明をしていた、これらのことです。

さらに、これらの虚偽、不誠実な事例とは異次元の森林法に基づく林地開発許可申請書に偽装の数値を記載する、こういう重大な違反が明らかになりました。

そこで何点か町長にお尋ねします。

まず1点目は、林地開発許可申請書の偽装について。

申請書の下流河川流下能力の算定、その勾配が15か所の測点全てで180パーミルになっています。延長1キロ、180メートルの標高差があると。要するに測点全てで勾配が18%の急流という数字です。自然地形の現在の櫛原川において、測点全ての勾配が18%の急流というのはあり得ません。また、この算定で測点K-13の流速は1秒30メートルとなっており、これもあり得ません。この点について、町長の見解を伺います。

2点目は、なぜ測点全ての勾配を18%にしたのでしょうか。

下流河川の流下能力は下流域の災害に直結するため、県は放流比流量、開発面積1ヘクタール当たり1秒間に水を流せる水路の容量ということですが、この基準を0.1立米以上としています。勾配18%はこれをクリアするための数字と考えられます。なぜなら、同じ大きさの水路でも勾配が大きくなれば流れが速くなり、流せる量が大きくなるからです。この分野に詳しい人が勾配と粗度係数、これは水路の流れやすさ、にくさということですが、その粗度係数を見直して流下能力を再計算したところ、測点15か所のうち9か所の比流量が0.1立米未満で基準を満たさないという結果でした。この点についても町長の見解を伺います。同時に、事業者の責任で下流河川流下能力の算定、これをやり直す指導をすべきですが、いかがでしょうか。

3点目は、この流下能力算定の偽装は人命に関わる重大問題です。比流量0.1立米以上の河川、水路なら計算上1時間に36ミリの激しい雨が降っても氾濫しないとされています。言い換えれば、この基準を満たさなければ大雨で下流の河川、水路が氾濫して災害が起こり得るということです。先ほどの再計算では0.033で基準の3分の1のところもありました。この点についても町長の見解を求めます。

4点目は、事業者が2月に県に提出した林地開発許可変更申請書についてです。

3号、4号の調整池の放流先を新たに樺台住宅地に隣接する水路としています。県が大和川流域における氾濫シミュレーションの条件として用いる想定雨量は1日195ミリだということですが、この想定雨量に達した場合、樺台隣接の水路は氾濫しないのでしょうか。

5点目、また、変更申請書では4号調整池からの放流管は1,350ミリで設計されていますが、そこから接続する広域農道横断の既設管は600ミリです。これでは放流水が広域農道にあふれることになると思いますが、どうでしょうか。さらに、事業者の図面ではこの既設管の勾配が10%になっていますが、実際はどうでしょうか。

6点目、事業者の林地開発許可変更申請に対し、町長は県から意見を求められ、4月13日付で「林地開発変更申請において、新たな放流先となる水路の下流域にある周辺住民等への説明会等を開催し、周辺住民等の理解を得るよう事業者へ指導をお願いします」、こういう意見書を県知事宛てに提出されました。また、平群のメガソーラーを考える会の申入れを受けて、町長は県の森と人の共生推進課長に対し、水路勾配が実際と違う、粗度係数が低い値で設定されている、その結果、流速、流量が過大に算定されている、こういう疑義について精査確認と、その結果の説明を求める要望書を提出しました。県の回答はどうなっているのでしょうか。

7点目、1点目から3点目で指摘したように、事業者が林地開発許可申請書の下流河川流下能力の計算を偽装したことは明白です。このような偽装をチェックせず、開発を許可した県に最大の責任があり、許されないことです。県に対して下流河川、水路の安全確保ができない現状から、林地開発許可を取り消すよう強く要請すべきです。同時に、許可取消しに時間がかかるならば、今すぐ県に工事の中止命令を出すよう強く要請すべきです。町長の見解を伺います。

8点目は、事業者が2月中旬から計画地で大規模な伐採を始めたことから、私は3月議会で、防災の観点から、まずは調整池などの防災施設を設置すべきと指摘しましたが、担当課長は造成工事の準備行為と強調して、その必要を認めませんでした。しかし、現場ではショベルカーが土を削り、摩崖仏の岩も切り取られました。これらの行為も準備行為なのでしょうか。町長の見解を伺います。

9点目は、3月議会では、町が事業者、共栄ソーラーステーション合同会社と結んだ生駒平群太陽光発電所建設事業に伴う協定書、これについて質問しました。災害、事故等の事故時の対応や補償等の担保として具体性がないと私は指摘しました。副町長は「もし、その情報の中で不足があれば、情報の追加というのは、相手方のほうの協力もありますけれども、そういうことはもちろん視野に入れて考えていく必要があるかと思います」と答弁しました。この協定書について3月議会以降、事業者とどのような話をされたのか、説明してください。

最後、10点目ですが、高圧送電線の町道埋設について、西向など複数の自治会が埋設に同意していないと聞きますが、現状はどのような状況になっているのでしょうか。

大きい2点目は、町広報の配布方法についてということです。

町が毎月発行している広報「マイタウン平群」は自治会を通じて配布されていますが、様々な理由で自治会未加入の世帯があります。自治会未加入世帯に

は広報が配布されません。それぞれが役場の窓口等に取りに行くということのようですが、それでよいのでしょうか。何らかの方策を取るべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目は、樫原地区の農地への不法投棄の改善を。

この不法投棄については、ちょっと字を間違っていますが、改善を求める質問を5年前の2016年6月からしていますが、現場を見る限り、ほとんど進展がない状況です。1年半前の2019年12月議会の答弁は「県と連携して問題解決に向けて指導を続ける」とのことでした。その後の指導内容と解決に向けた進展についての説明を求めます。

以上、大きく3点について町当局の明確な答弁を求めます。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、櫛原山林のメガソーラー開発についての御質問にお答えいたします。

まず、林地開発許可申請の偽装についてとのことですが、この点については4月16日付で奈良県水環境・森林・景観環境部森と人の共生推進課長宛てに、水路勾配、それと粗度係数の数値の取り方によって流下能力が過大に算出されていることがないのか、精査確認していただくよう要望書を提出しており、現在奈良県の関係部局で審査されていると伺っております。水路の流量計算に誤りがあれば、当然として災害の危険がありますので、町としても間違いのないよう、重視してまいりたいと考えております。

なぜ測点全てを勾配18%にしたのかとの御質問ですが、それはなぜされたのかというのは私どもに聞かれても分かりませんが、想像するしかないわけですが、少なくとも流下能力の計算式に誤りがありましたら当然正確な算定式で再計算をするべきであり、町としてもそのように指導してまいります。

次に、流下能力算定への町の見解ですが、これにつきましても、お答えしたとおり間違いがあれば正すという姿勢で臨んでまいります。

樁台隣接水路は氾濫しないのかということですが、メガソーラーによる林地開発許可申請では、50年確率、降雨強度116ミリパー時間で計算されていますが、そもそもこの流量計算が現地の水路状況と整合しているのかどうかについて、奈良県において審査中でありますから、この結果が出された時点で一定結論が出るものと考えております。

次に、4号調整池からの放流先、広域農道横断管の能力と実際の勾配はどの御質問ですが、これについては事業者より4月23日付で平群町に対して、広

域農道、町道西山麓線の既設横断管、口径600ミリに事業地内の排水路を接続する申請が出されておりますが、流量計算が添付されておりましたので、提出するよう指示し、これの提出待ちの状況です。

また、同様に法定外公共物である町が管理する水路への事業地排水を接続する申請も5月27日付で提出されておりますが、これについても流量計算書を添付するよう指示し、この計算書の提出を待っているところです。

なお、既設横断管、口径600ミリの勾配については、測量した結果3.9%でありました。

町長から県への要望に対する県の回答はとのことですが、文書での回答ではありませんが、奈良県河川課の担当者からは、水路の流下能力について審査中であるとのことであり、林地開発許可変更申請については、令和3年の2月16日に申請が出されておりますが、現在のところ保留中とのこと。申請が出されて4か月余りが過ぎてると、この間、審査をされてるということでございます。

次に、流下能力偽装に対して県の工事中止命令はとの御質問ですが、先ほど申し上げたとおり、林地開発許可変更申請の審査中であることから、奈良県からは事業者へ工事を中断するよう指示があり、現在は造成工事を中断しております。これについては、先週15日に町の担当者による現地パトロールでも確認しております。

次に、八つ目と九つ目の御質問については、後ほど他の担当より答弁させていただきます。

10番目の高圧電線埋設に対する自治会同意はとのことですが、自治会からの同意書の添付がなされておられませんので、同意を得られていない理由について書面で提出するよう指示しておるところであり、道路占用許可については、現在保留中でございます。

以上です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山口議員の大きな1点目でございます櫛原地区のメガソーラー建設事業につきまして、お答えを申し上げます。

私のほうからは8点目のどこまでが準備行為になるのかという、まず御質問でございます。

3月議会での答弁を踏まえまして時系列で申し上げますと、この事業につきましては、令和元年11月1日に宅地造成並びに林地開発行為の工事許可があ

り、令和2年1月17日に事業者より宅地造成並びに林地開発行為の工事着工届が奈良県に提出をされております。

本年2月24日に住民の方より、2月の18日頃から工事区域内の伐採を行っているとの連絡がございました。建設工事に伴う協定書を2月22日付で締結していることから、2月21日以前の現地測量等を行うための樹木伐採行為等につきましては準備行為として、2月22日以降、いわゆる協定書の締結日以降につきましては本工事ということで整理をしておるところでございます。

次に、9点目の3月議会以降、事業者としてどのような話合いを行っているのかという御質問でございます。

3月議会での議員からの御指摘を踏まえまして、2月22日に締結をいたしました協定書を補完し、具体的にすることを目的に、本年6月7日付で指示書を事業者へ送付をしております。この指示書の内容でございますが、工事の進捗管理につきましては、職員による定期的な現地確認の実施、事業関係者との定期的な打合せの開催を、土質、水質検査については搬入土砂の土質基準の設定、工事期間中の水質検査の実施回数並びに検査項目の設定を、災害等の対策につきましては、気象警報等による具体的な参集基準や災害発生時の作業対応など、それぞれ定めております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

もう今の答弁で、今日、傍聴者も多いですけども、議員の皆さんもよく分かったと思うんですけども、とんでもない業者なんですね、はっきり言って。でたらの書類を出して平気なんですから。公文書、数字の計算間違いというようなもんじゃないからね。最初に言いましたけど、流下能力の計算で水の速さが秒30メートルなんてあるわけないでしょう。そんなことを平気で公的な機関に出す書類として出すような業者ですよ。信用できるのかというのが、まず最初に言っときます。これは後で町長に聞きますけど、信頼できんの、こんな業者。この件の経過を見ただけでむちゃくちゃじゃないですか。

そんな業者が今、平群の谷筋から見たら何か所も、北から南に1.2キロにもわたって、木を伐採したのがむちゃくちゃ見えるんですよ。景観が悪いといったらないでしょう。それでよく、この前、住民全員に配った緑が何とかという冊子配られましたけど、どこ写してるんですか。全くあそこなんか写ってないじゃない。言っときますけどヤマトタケルが言ったのはこっちの山ですよ、詠んだのは。梨本あたりからずっと櫛原のほうへのあの山筋ですよ。昔、これ

だけ住宅開発がされなかったときに、私は平群中学、今の平群小学校あるところですけど、あその運動場からずっと全部山やったんですよ、下から見たら生駒山まで。その谷、あの山の形が「たたみこも」ですよ。だからね、まず、そこ。そこはね、住民に優しいとか緑豊かなとか言うんだったら、そんなとんでもない業者にあんな山削るのを任せるなんて言語道断ですよ。先にそのことを言っときます。

それからですね、順番に聞きますけども、既に県のほうは流下能力計算の偽装について調査をしてると。町が出した質問、先に読みましたけど、町長のほうからはとにかく椿台自治会に対して、基本的には椿台自治会ですね、放流する新しい水路、そこに説明会を開くよう業者に指導してほしいと。その回答については今、答弁なかった。その流下計算のことはもちろんあって、とんでもない業者ですけども、町長が意見書として上げた、住民にちゃんと説明してくださいねという、それを業者、全く無視してるんじゃないですか。いまだにあったとは聞いてませんよ。何日にしたいという呼びかけがあったとも聞いてませんよ。これについて町は4月13日に出して、今日は6月の22日ですよ。2か月以上たって業者が何も言ってこないってどういうことなんですか。町も県もなめられてるんですか、業者に。そうでしょう。2か月ですよ。事業者は2月に変更許可出してるわけでしょう。もうそっから言ったら4か月以上ですよ。

当然県が許可してないということですから、それで、さっきの答弁があったように工事の中断をさせたと。でも、もう既に、広域農道行って見たら分かるけど、直角近くに山削られてるんですよ。摩崖仏も、教育長が喜んで、何かよそに保存してもらえる言うて喜んでましたけど、あの岩、取っちゃってるんですよ、削って。摩崖仏だけ残ったって、全く意味ないことはないけども、違うでしょう。本来、その岩肌にあるからいいんであって、取りあえずどっかに直して、ある程度できたらほこらか何か作ってそこへしますと。全く壊してしまうよりはいいんかも分かんないけど、これはちょっと住民生活課に聞きますけどね、こんな状態で準備行為、さっきの答弁ちょっと分からなかった。さっきは協定結んでからはもう本工事言うたか。3月議会でそんなこと一言も言ってへんやんか。何を言ってんの。3月議会、あれ、2月22日に協定書結んだでしょう。それちょっとちゃんと答えてください。町は本工事認めてんのかいな。

それやったら3月議会で言った準備行為であったって、本来、防災施設造らなあかんのですよ。まだ測量やから、測量するための伐採だけやから防災施設はまだ要らんというのが県の答弁じゃないですか。本工事やってんのやったら、その前に防災施設造ってないでしょう。あれだけ大規模な伐採やって、広域農

道の溝は至るところで土で埋まってるそうじゃないですか。どんなこと考えてるん。住民の命なんかどうでもええんかいな。全然話にならないでしょう、今の答弁。びっくりしたわ、そこについては。とにかくめっちゃめっちゃな県の、これについては県が今、取りあえず中止してると、きちっと精査すると。それはそんでええです。そしたら、今の準備行為云々のところについては納得できない。そこはどういうことなんですか、もう1回答弁してください。

ほんで、協定書については、何て言ったっけ、指示書を送ったと言いましたよね。その指示書の文書を出してくださいよ。これ、出したのが6月7日付と、まだ最近じゃないですか、これもう。2週間前、15日前でしょう。まだ返事も来てないと思うけどやね。この点についてもそうです。この点についてももう1回答弁してください。

それと、もう一つは町長に答弁求めます。こんないいかげんな事業者、偽装をいっぱいするような事業者、平群町は許可権がないのでできないということですがけれども、知事に対して、まともな書類出るまで、それと最初の申請書が虚偽なんで取消しをしてほしいというのを町長名で出してください。それができるかどうか、町長、答えてくださいね。

高圧送電線について、今のところ同意のない理由を書面で求めていると、要するに櫛原以外どこも同意していないということですよ。なのにもう工事するという看板を広域農道のちょうど送電線下ろすところですよ。櫛原の自治会が農地を造成した、あそこに立って、令和5年5月31日まで工事しますと書いてあるんですが、下のほう全然決まってないのにそんなこと平気で書いて出してる業者。櫛原でやるからということだけでいけば間違いでないんかも分かんけど、それもいかげんです。それについて、いつ求めたのかというのはさっきなかったと思うんですが、それを求めてほしい。いつ求めたか、ほんで業者はどう言ってんのか、その点も答弁してください。

傍聴席からの声あり

○議 長

少し待ってください。

傍聴の皆様申し上げます。傍聴人は議場内で拍手やお話しされること、騒がれることは禁止されておりますので、静粛にお願いをいたします。

それでは、答弁を求めます。

傍聴席からの声あり

○議 長

今もお声が。傍聴席、傍聴の心得が書かれておりますので、傍聴される方は決まりをお守りいただきたいと思います。

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の私のほうからお答え申し上げました、どこまでが準備行為かというふうな御質問でございます。

この答弁の中で、当然私も3月議会の答弁を踏まえてということで、3月議会の答弁書を読み返しながら対応させていただいておるところでございます。このときに御指摘いただいたことの中身というのは、協定書を22日に巻いていると。当然18日頃からということで御指摘を頂きました。その中で協定書を巻くまでに行為をやっている行為についてはおかしいんじゃないかというふうな、どういう認識なんだというふうな御質問であったかなというふうに理解しております。

そのこの部分の行為につきましては時系列で申し上げたとおり、この事業者については、当然協定書巻くまでにそれぞれの林地開発であったりとか宅地造成等の許可を全て取っておる。また、着工の届け等についても所管官庁でやるだけの提出をしている、既にされておるというふうな状況でございます。

あとは協定書までにやった行為というのは何なのかというふうな御質問であったかというふうにこの議事録を見ながら理解をしておるところでございますが、その行為についてはこの議事録のときに、3月議会のときにも申し上げますように、木を切るであるとか草を刈るといった行為については、大きな工事をする前に基本的に工事着工までの必要な行為ということで準備行為として認識をしているというふうな答弁を申し上げております。そこは今、改めて申し上げます。

22日以降でございますが、これはもう全ての許認可が整った上で町との協定も結んでるということでございますので、工事等については事業者のほうも、着工するというふうな運びになってるのかなというふうに理解しております。

あと、ちょっと防災の関係でありますとか工事の、何て言いますか、施工監理につきましては、それぞれ事業者のほうで、どういう形で業者、工事やっていくのかということについては、そこまで具体的な中身については、私どものほうでは承知しておりませんが、そこはそれぞれ宅地造成なり林地開発等で許可を得られたときの施工方法に準じてやっておられるのかなというふうな理

解はしております。

2点目でございますが、3月以降にどのような話合いを持った、特に指示書の関係でございます。

これにつきましては、先ほど指示書の内容について簡単に御説明を申し上げたところでございます。当然事業者のほうに対して町のほうから申し上げたことでございますので、一定の手続していただきましたら、書類等についてはすぐに開示させていただけるような状況でございます。

以上です。

○議長

事業部長。

○事業部長

4月13日に出示しました意見書、下流住民への説明をするようというふうに県のほうに意見を出しました。ところが、下流の樁台のほうへの説明がされていないということでの御指摘ですが、現在、先ほど申し上げました2月16日の変更申請の中身、水路の流量計算について県のほうから間違っているというような指摘があったと思います。その審査を県がしている最中ということもあって、事業者としてはですね、その水路の流量計算について、そういった状態で下流側に説明に行くことが難しいということだろうと思います。要は説明がし切れないということだと思っておりますので、そういうことで今、まだ説明会等をされてないと。

町のほうからは当然、変更申請のときに事業者にも下流側の住民への説明をするよう指示しております。そういった理由でまだできてないんだらうなというふうに思っております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

今の住民福祉部長の答弁はちょっとけしからんよ。何でかいうたらね、準備行為じゃなくて本工事だったら防災施設、先、造らないと駄目だというのは森林法でもそうやし、林地開発でも許可でそうなってるわけやろ。それせんと工事しとるわけでしょう。それに対して、その地域の行政である町が全く認めるような発言をするんですか。すぐ県に通報して、こんなことやってますよと言わないと駄目じゃないですか。

準備行為ということで測量するためやと、本工事のための。そのためにちょっとは道路をつけたりするけども土は動かさないと言ったじゃない。3月の県

議会の委員会でもおんなじようなこと言ってんのよ、県は。準備行為と言ってらんやで。違ってたんなら全くでたらめや。その3月議会のときに私の聞き方が甘かったか分からんけども、ずっと準備行為ということで聞いてんのよ、伐採は。そこ全然違うじゃないですか。もう本工事やったらもう全く法令違反。もうここでもとんでもないことやってるじゃないですか、業者が。その業者に一言も物言われへんのか。初めっからそうや。どういうことや。住民が言ったら、資料も出せないと言ったりするくせに何なの、それ。見に行ったときに工事をやってるでしょうが。本工事と認めたんやったらおかしいでしょう、それやったら。

来週月曜日、県会の一般質問で取り上げますから、このことも連絡しますけど、本工事やってんのに防災施設造らんかったら、それこそ、いつ災害起きたって不思議じゃないんですよ。それは町、認めるわけやな。どういうことやねん。住民生活課は一体最初から何やってんのや。一昨年1月から全然住民を守るという立場、開発の場合、災害が起きたらいかんから細心の注意を払うわけでしょう。許可は県であったって事故起きたときは平群町が一番、副町長も言ったように広域農道以下、町の財産だってあちこちでずたずたにされるわけですよ。ましてやその下には400戸もある樁台の住宅地もあるわけですよ。それをそんな防災施設も造ってないのに本工事ですて、よく言えたな。今まで詭弁で……。

傍聴席からの声あり

○議 長

山口議員、少しお待ちください。

傍聴人に申し上げます。先ほども申し上げましたが、議場内で騒がれる、お声出されることは禁止されておりますので、静粛にお願いします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますので、念のために申し上げます。

どうぞ。

○7 番

私は今の話、大浦部長、おかしいよ。おかしくないか。おかしいんやったらおかしいと言って。本工事やったら防災施設造らなあかんのでしょ。平群で開発する場合はそんな防災工事なしで、48ヘクタールのうちどんだけか分からんけど、あんだけ森林伐採したり、土削ったりすんのはオクケーということを言ってるわけで。町長はそれでええですね。私はそう今、理解しました。

それからさっきちょっと聞くの忘れましたが、既にさっきの、要するに放水路、櫛原川とそれから樁台のほうへ行くあの水路について、最近メジャーテクノという会社が測量しておるらしいんですが、これは町のほうは何か聞いて、当然偽装してあるわけやから、うそ書いてあるわけやから、そのうそを正すのに県から指導入って、それでやってるんだと思うんやけどね、その辺、町は確認してんのかどうか、お聞かせください。それと今言った、まず答弁して、それからこっちも答えてくれるか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

私のほうから山口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私、4月以降、この担当させていただいて、ずっと申し上げてることなんですけども、当然、今回の太陽光発電事業、かなり大きな事業でございます。それぞれの許認可事項というのがこの行為の中でそれぞれございます。当然町で許認可なりをすること、町と約束事として守っていただくこと、また県のほうの許認可に基づいて工事がされる、また許可を取られるというようなことが当然ございます。それは1回申し上げておりました。

今、確かに議員のおっしゃってることも非常に理解はさせていただいております。ただ、それぞれの権限者の中で、今回、今、問題にされておられる林地開発であったりとか、宅地造成等の行為については当然奈良県の許可を取られて事業者が実施をされてると。当然そこの許可を取られるに当たって、一定、技術的な知見であるとか工事の施工方法であるとかというものについては、当然事業者のほうで県なりの指導を受けてやっておるといのが、そういうふうに理解を我々はしております。当然工事の中で、こういうことが危ないから、こういうことを懸念せねばならないからというようなことは当然分かるんですけれども、工事本体の許認可権者というのは我々平群町ではございませんので、そこは一定、平群町で物が言えるところ、当然県に指導していただくところというのがあるのかなと、そこは私、分かった上で対応はしておるようなところでございます。

以上です。

○議 長

事業部長。

○事業部長

何か測量作業に入られてるということで、奈良県のほうから町には審査中であるということしか聞いておりません。しかし、それで4か月ほど経過してい

るといところから、恐らく測量作業等は県の指示によるものだろうと推察しております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

大浦部長、ちょっとね。もちろん県が指導するんですけど、本来、本工事に入ったら防災施設を造らないと駄目だ、当然知ってますよね、この開発許可出てからそういうことを勉強されてるはずだから。後ろにいる浅井課長なんてずっと担当してるんだから知ってるでしょう。ほな何で県に言わないの。何で県に言わないんですか。町長、どう思いますか。本工事やってると知ってるんですよ、2月22日以降。で、防災施設、本来なら調整池も含めてですけども、沈砂の池とかですね、そういうもん造って下流域に災害が出ないようにするわけでしょう。何で県に、じゃあそれ伝えないんですか。本工事してますよと、沈砂池やってませんよと。それで2月以降4か月もほったらかしかいな。浅井課長、どうなん。あんた、ずっと最初から担当してるやんか。知らなかったんですか。本工事入る前に防災施設造るということは知らなかったんですか。大浦部長、浅井課長、どうなんですか。それ、教えてください。

それから、測量についてはそういう分からん、町のほうは聞いてないということなんだろうけども、ちょっとその辺ね、きちっと整理して住民に知らしてもらわないと、さっきも言ったように町長が提出して2か月、その偽装があるという点についてはすぐ回答、調査してからということになってもね、下流域にちゃんと説明してほしいという町長からの県への要請についてね、それについて全く、県は言ったけど業者がしてないとかいうんだったらまだ分かるけども、2か月も全然それに対して返事ないというのはどういうことなん。町からも聞かないと駄目でしょう。町長の名前で出してるんですよ、荒井知事宛てに。もう一つのほうは県の課長宛てに出してるやつやからね。いや、それについてはそら調査するのは分かりますよ。何で町が正式に出してる意見書に対して、意見書で言った要望に対して事業者が全く答えてないのを県はほったらかしにするんですか。単に工事中止しただけでええわけじゃないでしょう。中止してるんだったら余計、その間暇なんだから業者にちゃんと住民に説明させるべきでしょう。住民のところに説明行かせるべきでしょう。それをよう言わないんですか、県に。物言えないんですか、県に。全部県がやるから町は全く知らんと言ってるんですか。それやったら協定書も要らんわね。でも協定書とかつくて住民の命を守ろうとしてるわけでしょう。災害起こらんようにしたいわけ

でしょう。言うまでもないですけど。それやったらきちっとやってくださいよ。

何点か一遍に教えてください。

○議 長

事業部長。

○事業部長

まず、本工事前の調整池という言い方なんですけども、伐採工事のときですね、仮設の沈砂池というものは施工されております。仮設沈砂池で土砂の流出を防ぐ手だてを行って、土砂が堆積した際はその都度しゅんせつするという作業をやられているというのは現地で確認しております。

それと、下流側の住民への説明ということですが、現実、今、県で審査中ということもあって、水路の関係、これは推測の部分もあるんですが、開発許可の変更申請に上げた水路の流量、流下能力が違うかもしれないということを前提になかなか説明に行くということが難しいのかなど。そもそも流下能力、流量計算、これを間違いがあれば正した上で、それで防災上大丈夫であるということであれば説明にも行けるのかなど。それがない限り、間違っていて危ないかもしれないというような説明できないと思いますから、そういうことでなかなか行けてないのであろうかなど思っております。そもそも変更申請あって、もう4か月過ぎてると。通常でしたら林地開発の開発許可の申請なんていうのは一月なり一月半ぐらいで大体許可が下りるものですから、それに4か月も手間取っているということから、そういう理由があるのかなというふうに考えております。

そういう状況の中で町からも事業者の説明に行けと言ったところで、どんな説明ができるのかということも疑問ですから、そこら辺は県の審査をしっかりとやってもらう中で、町のほうもそちらの審査をしっかりとやってくれというようなことで言ってるわけです。

また、審査した結果についてもですね、町に何も言わずに許可を出すというようなことのないように、我々、町のほうでも県の担当部局には審査の結果について、しっかりと聞いていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

沈砂池、今造ってるみたいなこと言うたけど、北から南まで1.2キロですよ。谷筋何ぼあるか知りませんが、水路ね。もう既にこんな土管も入れて、だから1,350の土管も入れて、下の水路を潰してですね、さっき言ったよ

うに岩も削って、事務所建ってるそこから、道路から見たら一番真っすぐの山がすんと削られてるわけですよ。泥もいっぱい出てきてるわけですよ、もう、櫛原川のほうにも、あちこちにね。今、事業部長がかばうようなことを言うてるけど、あの伐採に見合った防災施設になってますか。そんなん推測、要するに流速30メートルって平気で書く業者ですよ。そんな見合ったもんしますか。

だから最初に全く信用できない事業者に対して町がかばうようなことばかり言って。かばってるんですよ、あなたたちは、大体。町長だってそうじゃないですか。住民と事業者のどっちの味方でもありません、中立ですって、そんな中立ないんですって。災害起こったらそんなこと言ってられません。こんないいかげんな業者相手に。だからさっき最初に町長に聞いたことも、これ以上言ったって同じような話になりますけども、いずれにしてもあれですよ、住民生活課が最初に許可して、だーっといろいろ言うてるけども、全部向こうは、町なんて丸め込むの簡単やと思うてるわけですよ。簡単にもうあんなん、うそいっぱい書いて。もちろんあれは県に出した書類ですから町のほうが見てるかどうかは別問題としてですよ。県に対してだってそんな調子ですよ。そんな業者相手にやってるわけですから、ちょっとどっちにしたって町長、もうこれ以上、また時間来たら長くなりますから、最初に聞きましたよね。このような事業者、信用できるんですかと。直ちに県に対してですね、許可の取消しを町長として求めてくださいよ。

傍聴席からの声あり

○議 長

お静かにお願いいたします。

○7 番

住民の代表として、こんな偽装をやってる事業、もう最初から間違っただけを出して、県もむちゃくちゃですけどね、それをチェックもせずに通して許可した県もどうかと思います。でも、分かった時点でやっぱり正すのが本来あるべき姿です。最初の書類が重大な間違いがあったわけ。ちょっとした間違いじゃないですよ、重大な間違いがあったわけだから、県に対して、平群町の住民の命と財産を守る町長の立場として荒井知事に対して、こういうことがあったので許可は取り消していただきたい、このように意見を提出していただけないか。その点、町長どうですか。

○議 長

事業部長。

○事業部長

そもそも林地開発許可の申請の中の調整池だとか水路の計算、これが審査した結果、そもそも間違ってるとか修正不可能であれば、当然許可を出さないよということになりますし、その以前に奈良県も許可を出さないことになろうかと思います。水路の計算だとか調整池の計算が、例えば修正した結果、妥当だとすれば県も許可を出しますでしょうし、開発許可について正当なものであれば町としても、もうそれ以上は申し上げることはできないと思います。修正不可能な間違いがあればですね、何回も言いますが、県も許可出せないでしょうし、町もそのように、県には当然意見を言うということは仮定の中では十分あり得ることだというふうに考えます。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

仮定の話じゃないですよ。間違いははっきりしてるんですよ。県も認めてますって、もう。現場見たら分かるでしょう。櫛原川全部勾配が180パーミルなんてあり得ないでしょう、15か所全部。下のほうなんて緩やかじゃないですか、ずっと。櫛原川で竜田川へ行くまでのところで15か所、調査してるわけでしょう。上のほうは急でしょう、当然。流速30メートルなんてそんなもん流れるわけがないじゃないですか。計算上は流速30メートルと出てくるわけですよ。でも実際にそんなもん流れたら、人間に当たったら吹っ飛びますよ。吹っ飛ぶどころじゃない。風でも30メートルいうたら前へ行けないんですから。水ですよ。秒速30メートル流れる水なんてありますか。聞いたところ、華巖の滝でもあれ、秒速10メートルぐらい。華巖の滝ってまっすぐ落ちてますよ。栃木県の日光の。中学校の修学旅行に行きましたけど。ちょっと。30、そんなうそに決まってるんやからもう初めっから偽装じゃないですか。

もうそんなもん考えるもなく、それをちゃんと見てみて、知ってる人がもう偽装。ほんなら、そんな偽装で通ったやつやから当然やり変える前にまず一旦、取り消しして、許可を取り消して、ほんで全部また新しい、そこをその間違ってる所全部やり直して、それをもう1回県がチェックして正しかったら許可するということになってもやね、間違いが出てる段階で許可してしまったわけやからそれは取り消したらええわけじゃないですか。部長、今の詭弁やで。だから町長に聞いてんねんやんか。知事に出してくださいよ。出すんですか、出さないんですか。どっちでも、出さないんやったら出さないと言ってくださいよ。その答弁だけ。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、山口議員の質問にお答えさせていただきます。

許可権限については奈良県のほうで申請されておるということで、今回、調整池と放流水路の勾配とかの計算が現場と異なってるため、奈良県が事業者には一旦工事を中断するというようなことを指示が出てるといふふうに聞いております。当然、許認可を行う奈良県において認可基準に基づき判断されるものであるといふふうに考えております。

○議 長

山口議員。

○7 番

だから町長として意見を述べてほしいと言ってるわけですよ。奈良県としてちゃんとやってもらえると思えます、あなたは平群町の住民に責任持ってるわけですよ。許認可権は県にあったとしたって、平群町の面積の2%の山林をあれだけずたずたに、乱暴に伐採したわけじゃないですか。あんな準備行為あんな伐採なんかしない。ほんで準備行為かって確認したら、もうそんなん、22日以降は本工事って何を言ってるんですか。でたらめも甚だしいじゃないですか。住民をばかにしてるんですか。一体どこ向いて仕事してきてるの、このことについては、もう理解不能。

町長ね、今の答弁だったら、県のほうがちゃんとするだろうとそんな人ごとみたいなこと言ったら駄目ですよ。緑を守る、住民の命を守る、平群を住みよいまちにする、当たり前のことですけど、そういうふうに言ってたんなら、この問題はそんな小さな問題じゃないですよ。町長の家からも見えるでしょう。ちょっと南行ったら下垣内あたりやったらよく見えますよ。大井手路線なんか全部どっから見たって見えますよ。1.2キロにわたって削ってるんですよ。あれ見て痛々しい気持ちになりませんか。やってることはでたらめやし。まあ、もういいです。もういいですけど、県のほうはもうはっきりと言ってるんですよ。今、事業部長が言ったように数字が間違ったら止めると。ほんで、既に今、中止、さっきの答弁やったら中断の指示をしたということですけど、それでもこちょこちょ何かやってるんですよ、こちょこちょね、やってます。数字が合っていないものについては認めては駄目なんで、計算が合うように変えてもらいますと言ってるわけやから、多分、業者、また全部、河川全部やり替えるんかね、大変やと思えますけど。

最後にね、担当課長は計算が合わない、また、今のままだったらもう取り消

しますとこう言ってるわけですよ。県もここまで言ってるわけですから、町長も言いやすいと思いますよ。一旦取り消してください。ほんで数字全部新たに申請書を出し直してもらってください。それぐらいは町長、言ってくださいよ。もう答弁はええですけど、そのことはお願いしておきます。

それから、もう詭弁は許さないという態度を取ってくださいね。何ぼ町は許認可権なかったって本来なら事前審査するわけですから。県に出す書類について、やっぱり専門家にそれぞれの、この間、住民生活課だけやったから私はこんな間違いが起きたと思うんです。ちゃんと事業畑のほうの、平群町には技術職の専門職員はいませんが、ある程度技術職の仕事をして、なれてる人たちにも、また外部の信頼できるそういうところにね、ちゃんと書類も見せて間違いはないかどうか、そういうチェックも本来すべきだったというふうに思うんですよ。もう、はっきり言って平群町だけでやってたら何を相手に、有象無象の事業者にやられるか分からない。そのことで住民が迷惑するということは申しときます。それから、町長に対してはさっき言いましたように毅然と、県であろうが国であろうが、平群町の住民の命と暮らし、財産を守る、その立場なら敢然とどんな相手であっても立ち向かっていただくことをお願いして、この1問目については終わります。

傍聴席からの声あり

○議 長

先ほどから再三、拍手等々、注意させていただいておりますが、本当に御退場いただかなければならない事態を、それは回避したいと思いますので、傍聴人の方はどうか、そちらに書かれております決まりはお守りいただきたいと思っております。次に、もしかそういうことになりましたら御退場いただきますので、どうかよろしく願いいたします。

総務部長。

○総務部長

それでは、山口議員大きな2点目の町広報の配布方法についてお答えいたします。

議員お述べのとおり従来の地方の広報紙「マイタウン平群」については、大字・自治会の協力を得ながら各戸配布を行っているところであり、脱退された方も含めて大字・自治会の未加入の方には基本的に広報紙が配布されていないという現状を聞き及んでおります。

そこで、町に対して未加入の方から広報紙の相談を受けた場合には、三つの

方法により情報を取得してもらうように御案内させていただいております。

まず、一つ目でございます。広報紙を直接受け取りに行っていただくという方法でございます。設置場所につきましては役場を含めた公共施設、町内の金融機関、駅等に備え付けております。

二つ目は、広報紙を個別郵送する方法でございます。これは事前に申請していただき、郵送料を負担していただくということになりますけども、部数に関わらず、希望の住所地に郵送させていただいております。

三つ目は、紙媒体ではございませんが、町のホームページよりパソコンやスマートフォンから閲覧していただく方法がございます。

現状としましては、おおむねこれらの方法により広報の情報を取得していただいているところであり、未加入の方から苦情等は数件頂いておりますが、おおむね御納得いただいているものと考えております。

町といたしましては、現在の広報紙の配布方法が地域でのコミュニティーが薄れている中、広報配布を通じてコミュニケーションの機会の創出でもあり、現時点では従来の方法で配布していきたいと考えております。しかしながら、情報化社会の発展とともに、インターネットを活用すれば一通りのことは済ますことができ、昨今の少子・高齢化問題や核家族化問題が進み、社会情勢の変化に対応する中で、将来的にどのような配布方法が適しているのかを以前から検討しておるところですけども、答えには至っていない現状でございます。

以上でございます。

○議 長

山口 議員。

○7 番

いや、言ってることは分らんことないけどね、これまでは個人で自治会に入らないというのはあったと思うんですが、最近一部で一つの、要するに10軒とか20軒とかの単位ですすね、自治会とどういいうもめ事があったのか分かりませんが、自治会を脱退するというようなことも起きてるわけですよ。ほんで取りに行くとかいっても、南のほうだったらプリズム、北のほうだったら、公共施設全部って言うけど、駅に置いてあるって駅まで行かなあかんわけでしょう。それとホームページで見ろと言ったって、そんなん全然しない人もまだまだ少なくないですよ。ほとんどの人がパソコンや、スマホなんて年寄り見たってあんな小さい字読めないですし。

だからね、私は前から言ってるのは、斑鳩は自治会じゃなくって、ですよ、いまだにそうだと思うんですが、シルバー人材センターが配ってるみたいですけど。それをやれというわけじゃないんですけどね、自治会が配ってもええん

ですよ。ただ会に入っていない人にも配れるような体制をつくれるわけじゃないですか。

要するに自治会に入っていなくても広報、例えばですよ、ほかのもあるかも分かんないけど、広報だけは入れると。それじゃどういう方法があるかといえ、一つだけ言えば、要するに自治会に補助金、町が、要するにいろんな協力してもらってることで世帯数に見合った補助金出してますよね。だからそれを要するに広報の分だけ、そのうち幾らが広報の配る部分になってるんだってある程度計算できるんだったら、その分については広報配ってる人数分のお金を出して自治会にそれを納得してもらおうとか、例えばですよ。こんな方法がええのかどうか分かんないですけど、そんな方法もあるという。それと思い切って、もう自治会も高齢化して配るの大変なってるから、斑鳩みたいにシルバー人材センターに全部委託するか。その分については自治会に払ってる分を、引き上げても当然シルバーのほうが高くなると思いますけども、そういうことも検討する。

いや、これね、もうほんまこれからどんどん出てきますよ。ほんで広報なんてもう年寄りで、うちの自治会でもそうですけど、もう80以上の人が夫婦とか1人で住んではいたら当然配布免除ということになって、どんどんどんどん配る人も少なくなる。大きい団地だったらもう仕分けするだけでも大変なんですよ。だから、そういうことも含めて率直に私は自治会の意見を聞くべきやし、入っていない人で苦情そんなになんないというふうに言ってるけどね、そんなことないですよ。もう入っていないから言わないだけでね、もう取りにも行けないから。で、忘れるしね、本人取りに行こうと思ったって。ほんで、いつも見たいことない。ただ大事なものが載ってる場合があって、それを知らないまま行くということにもなるんで、そこはやっぱりちゃんとやってほしい。

もう答弁ええですけど、それはもう1回、全国的にどんなやり方やってるか、ほかにもっとええやり方やってるとこもあるかも分かんない。さっき言った私のような意見も含めてね、もう1回検討してください。今のままでええということでは絶対ないので、この点についてはもう答弁要りませんが、その検討はぜひしてください。お願いしておきます。

2点目、これで結構です。

○議長

事業部長。

○事業部長

榎原地区の農地への不法投棄の改善をという御質問です。

町が行っている毎月のパトロールのほか、県関係部局と合同の立入り指導を

令和2年6月18日に、県担い手・マネジメント課、建築安全推進課と、令和3年5月19日には、県担い手・マネジメント課、建築安全推進課、廃棄物対策課と実施し、現場内の状況確認と行為者への指導を行いました。

指導内容は建築物の撤去、土砂とガラの選別、これらを片づけることで農地性の回復でございます。行為者も高齢ですぐには改善できないが、少しずつでも片づければならないという認識は持っております。今後も関係部局とも定期的にパトロールを行い、指導を行う中、状況の変化などの情報共有を行い、継続的に指導していきたいと考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

1年半前のコピーと全く一緒の答弁。ほとんど変わらない答弁。その答弁を、5年前に初めてやっていますから、それから3年半ほど大体毎議会やっています。だから最低10回ぐらいやってると思うんですよね。途中からずっとその答弁なんです。県と一緒に指導したと。本人もちょっとずつやりたい。高齢であるがちょっとずつやりたい、何にも変わってないですって。私、毎週新聞配りに榎原へ行きますので、毎週上からと、それから横通って見るんです。上から見たら見えるんです。何にも変わってないです。何にもしてません。犬がいなくなっただぐらいです。本当に何もしてませんよ。県もなめられますって。

もうはっきり、要するに法律違反ですからね。ちゃんとやったら、訴えたらええんですよ、法律違反なんですから。農地を勝手に産業廃棄物場にしているわけだから。産廃とは言わへんな、産廃じゃないね。土砂入れてるわけやからね。産廃じゃない、産廃かどうかは別にして、農地に土入れてるわけですから、それをもう6年も7年も放置してるわけですから。ほんで、ずうっと5年前から指導したって一向に変わらない。建物もある。トラックもそのままほってある。土はどんどん積み上がって今の状態になって、ここ5年前からは増えてませんが、私が取り上げてからはほとんど増えてないですけども、土そのものを1回か2回やっただけで、もうその後はほったらかし。だんだん固まって汚い、農地というより小山になってますよね。

だから、もうこれもおんなじ話になりますけど、もう生ぬるい指導じゃ駄目です。県に対してきちっと、このままじゃもう質問せんかったらもうほとんど何もしてないでしょ、はっきり言って。質問したらちょっとは県と行ってということになるんやけど、ここ1年ほど質問してなかったら行く回数も減ってるじゃないですか。言わないとやらない。ちょっとどうかしてほしいですよ。ほ

かにもあるんだと思うんですけどね、あそこはちょっとひどいですよ、どっちにしたって。聞いてますか。全然聞いてくれへんね。そういう住民が困って、あそこ通んの、横、怖いというのものもあるし、ほんで通学のバスもあそこ通るわけでしょう。すぐ倒れるということはないでしょうけども、ああいうことを平然とほっとくという町の体質がね。私は担当者ころころ変わるから、今の事業部長が悪いわけじゃないんですけど、ちょっとその辺ちゃんとやってほしい。

これも何回言ったって一緒だから、もう1回だけ町長に聞きます。もっと県に強く働きかけて、県の強力な指導をしてもらってください。ほんで期限を切って、その指導に全く従わないんだったら法的措置も取ってください。それぐらいの強い気持ちでいかないと全く前へ進みません。その点はどうでしょうか。それだけ再度答弁お願いします。

○議 長

事業部長。

○事業部長

パトロールについては廃棄物対策課、県のほうがですね、ほぼ毎月パトロールに行っているという状況です。確かに数年前からほとんど状況が変わっていないということも事実ですし、今、議員が言われたように、もう1回、県の関連する部署とも協議して、改善に向けてどういうことができるかについても協議していきたいと思います。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

ぜひよろしくをお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、山口議員の一般質問をこれで終わります。

3時40分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時28分)

再 開 (午後 3時40分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号5番、議席番号8番、森田議員の質問を許可いたします。森田議員。

○8番

ただいま議長の許可を頂きましたので、駅周事業の第三者検証、災害時の安全な避難、調整池の管理責任、安全な町道の4点を質問いたします。町長はじめ理事者側の皆さんには質問に真摯に向かい合っていていただくことを冒頭お願いいたしまして、質問に入ります。

1点目は、駅周事業は第三者で検証すべきでは、です。

駅周事業は平成18年、区域の地権者、組合員180名が平成18年9月25日付で奈良県知事に設立認可申請を行い、同年12月5日に認可を受けてスタートしました。当時の町の説明によりますと総事業費75億5,000万、町の負担は起債も含め32億1,879万となっております。

この事業は全体の事業費を算出して、国の制度による補助金を差し引き、残りを保留地の処分金で事業を賄って、道路、公園などの面整備を行う事業であります。当時の全戸配布冊子によりますと、この事業によって駅前には立派なビルが建ち、区域の人口が増え、建物が新築され、住民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税によって、事業完了時の税収効果は約1億5,000万程度見込まれる。また、国交省のパンフレットによる経済波及効果は7.5兆円となっております。

事業執行途中で道路、街区、公園、調整池、保留地などの変更や事業費、財源内訳等も変更になり、令和2年3月21日付の全協資料によりますと、総事業費86億433万、町の負担は起債を含めて31億5,977万円となっております。当初より5,900万減少したことになっておりますが、その実態はどうかといいますと、事業進捗に伴いまして町の組合への財政出動等、たびたび手を差し伸べてるように私には思えてなりません。

変更事項につきましては、その都度、議会で説明を受けており、今議会でも保留地処分の損失915万円を町が駅周組合に補填することになっております。今回で町の駅周への支援は完了、終わることを願っておる次第であります。

町の駅周組合の財政出動をもう少し詳しく述べますと、先ほどの31億5,977万で、うち起債は30億6,480万、一般財源は949万7,000円、区域内の土地開発公社の用地買戻しを平成20年、21年に12億8,549万、これは全て起債で賄われました。小学校用地買増しが平成23年、24年、30年に9億2,168万、うち起債は8億9,990万、一般財源は2,178万、総合文化センター・将来庁舎用地を平成30年に11億4,8

44万円で、起債は6億498万、一般財源は5億4,347万円で、保留地処分補填として令和2年、3年に1億6,518万、全てこれは一般財源であります。関連工事としましては、平群幼稚園解体で2,593万、暫定平群西線道路で5,435万、梨本の換地工事で1,294万など、9,320万円で、全てこれは一般財源であります。

これを合計しますと、町の負担は約68億円で、うち起債は58億円、一般財源は約10億円の財政出動を行っております。表に表せませんが、これ以外に町職員が2名、駅周を担当しておりましたので、人件費が2億円程度かかっているものと見られます。今日の町財政の悪化の一因になっていると言わざるを得ません。逆に駅周事業組合から町に幼稚園移転補償金2,217万、防災倉庫等の移転費537万、よく分かりませんが、清算交付金が4億862万円のお金が入っております。

このようなことから駅周組合の設立経緯、街区の変更、町の駅周関連事業、減歩率、換地不交付、第三者換地、保留地税収効果など、それだけじゃなく、駅周組合の役割、責任、そして、町の役割、責任、ガバナンス、推進プロセスといえますか、背景が全く見えない状況にあります。区画整理、移転補償、法律、経理などの専門家で構成する第三者による検証を行い、住民に説明する責任があるのではないのでしょうか。

2点目は、災害時に安全に避難できるのか、です。

令和2年3月作成、全戸配布の防災ハザードマップ土砂災害版は、奈良県が土砂災害防止法が改正されたことにより、町内の土砂災害の危険性を再調査した結果に基づき、新たに土砂災害警戒区域などを指定を行ったものに、町も避難所等の見直しを行って制作されたものと認識しております。

このハザードマップによりますと、町内の竜田川のほぼ両岸が家屋倒壊等氾濫指定区域（河岸浸食）に、また平群橋下流域は50センチから3メートル未満浸水するようになっており、そして、指定避難所及び指定緊急避難所11か所のうち6か所、福祉避難所7か所のうち4か所、一時集合場所の35か所のうち11か所が水害時に使用できない場合があるとなっております。

そこで4点お尋ねします。

1点目は、土砂災害警戒区域などは従来からどのように変更になったのか。

2点目は、早期立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域に指定された経緯はどのようになっておるのでしょうか。

3点目は、水害時使用できない施設を指定避難所及び指定緊急避難場所、福祉避難所、一時集合場所に指定した経緯はどのようになっておるのでしょうか。

4点目は、広域避難所7か所のうち3か所は水害時に使用できない避難所に

併設されております。なぜ広域避難所を併設したのでしょうか。

3点目は、防災調整池の管理責任です。

奈良県では大和川流域では下流河川の洪水負担を軽減することを目的に、一定規模の開発を行う場合、大和川流域における総合治水の推進に関する条例に基づき、防災調整池の設置を義務づけており、平成30年にその面積が引下げられました。都市計画や宅造法の開発面積は0.3ヘクタールから0.1ヘクタールに引下げられました。森林法の開発は1ヘクタールで、これは変わっておりません。これらの特定開発で設置された防災調整池は堆積土砂のしゅんせつなど、日常管理をきちりしないとその機能を果たされなくなり、河川の氾濫を起す危険があります。

そこで、防災調整池について3点お尋ねします。

1点目は、町内に設置されている防災調整池は何基あり、その所有権、課税はどのようになっておるのでしょうか。

2点目は、防災調整池の管理責任はどのようになっておるのでしょうか。

3点目は、平成30年10月1日以降設置された防災調整池はあるのでしょうか。

なお、法以前に開発されました春日丘、竜田川、北信貴ヶ丘、初香台、若葉台、椿台、緑ヶ丘などの住宅団地に防災調整池が設置されていないので、竜田川の洪水負担が大きいのと思われませんが、いかがでしょうか。

4点目は、安全な町道に、です。

町内を回ると、道路路面がくぼみ、わだち、路肩、側溝、溝蓋等の傷み、歩道は凸凹で停止線、センターライン、横断歩道等の路面標示が消えてる状況があります。お金がない、予算がつかないにしても危険極まりない町道になっております。この間、この問題につきましては令和2年3月議会で取り上げましたところ、点検は職員が毎月2回、主要道路、国道、県道幹線を補修資機材を積み込み、目視による点検を行い、点検時に対応が可能な道路の穴ぼこやカーブミラーの角度調整は速やかに実施しており、街灯や路面標示等については業者で対応している。また、自治会や地域住民からの連絡を受けた案件は、現地確認の上で迅速に対応している。また、町道に起因する事故は平成29年から3か年で6件発生していると答弁がありました。

昨年、3月から1年以上経過しますが、私的には一向に改善が見られない。逆に当時よりひどくなっているように思われます。

そこで、令和2年度の実績について2点お尋ねします。

1点目は、点検、補修実績はどのようになっておるのでしょうか。

2点目は、町道に起因する通学路を含む事故はあったのでしょうか。

以上、4点質問します。簡潔明瞭な答弁をぜひお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

まず、駅周事業は第三者で検証すべきではとの御質問にお答えいたします。

平成18年12月、奈良県知事の認可を受けて平群駅西土地区画整理組合を設立し、組合施行で事業着手しましたが、最後の課題でありました保留地処分も終わり、間もなく組合も解散され、事業が完結いたします。

第三者による検証を求めるとのことですが、事業主体は町の財政出動があるものの組合員皆様の減歩や家屋の移転などの御努力、御協力により適正に執行されたものであり、第三者による検証については考えておりませんが、平群駅西土地区画整理事業については、町としての意義や成果、財政負担については改めて事業を総括したものを作成し、住民の皆様にお知らせしたいと考えております。

以上です。

○議長

森田議員。

○8番

ありがとうございます。私、この件、平成19年に議員になって以来、一貫して駅周は問題だということを述べてまいりました。議員で一番多く一般質問でも取り上げてまいりました。平成27年以降、機会あるごとに検証すべきだと訴えてまいりました。この事業で駅周組合は、道路等の街区は整備され、町以外の組合員に追加費用を求めることなく、駅周事業としては、組合としては成功だと思うんですが、ただ町としては多額の財政出動を強いられており、区域内の人口は増えることなく、駅前に立派なビルも建つこともなく、空き地、青空駐車が目立ち、この事業によって税収効果が現れない状況下にあり、私は町としては失敗ではないかと言わざるを得ません。

先ほど申し上げましたが、この事業は関連事業も含めまして68億円のお金をかけており、借金は58億円と、町全体の借金の3分の1にはなるんじゃないかと。そして、一般財源もこの間10億円を使っているわけで、たればの話ですが、この事業がなければゆめさとこども園の建設もしなくてよかったわけでありまして、固定資産税も超過税率の回収ができ、特別職、我々議員の給与、報酬も元に戻せたのではないかと思います。なぜ、第三者による検証が不要というふうに言われているのか、その辺が分かりません。

御手元に、職員の方に配って、皆さんはこんなビルが建つと、こんな町にす

るということで全戸配布されてるんですよ。こんなビルが建つということで全戸配布されてるわけじゃないですか。ましてですね、先ほど山田議員からもありましたんですけども、多額のお金を使ってるわけですね。資料、また職員の方には配ってます、私は時系列で皆さんに分かるようにですね、こだけお金を財政出動してますよということをお配りしてるので、機会があることは見ていただきたいと思います。ねえ、町長、こだけお金を使うてるわけじゃないですか。

もう一つは、一番よく分かるのは、山田議員からもありましたが、これ見りゃ一目瞭然だと思うんですよ。資料3を見ていただいたら。町ですね、当初が2万6,500平米だったものが換地してですね、換地後、町の面積が3万6,000平米になってるわけじゃないですか。換地がなければ、換地はいろいろ土地によって変わりますが、平均換地ですると4万8,000平米の土地を、だから2万6,000から4万6,000になってるわけじゃないですか。だから、私はこういうことも含めて検証すべきじゃないかなと思うんですね。

特にですね、この間、先ほど言いましたように、私は一般質問や会議録、委員会の会議録をずっとつぶさに、今回質問するに当たって読んでみました。特にちょっとおかしくなってきてるのが、文化センターを建てるというときから、少し皆さん方の発言とか内容は変わってきてる。場当たりのようになっておると言わざるを得ません。人間ですね、行き詰ったり困ったりすると冷静に物事が判断できなくなって保身に走ると言われております。皆さんは公務員です。国民の奉仕者であるわけでありませう。

もう少しお尋ねしたいことがございます。私は駅周設立総会の議事録を読みました。ぜひともこれは読んでいただきたい。読めばどういう経緯でこの設立されたのか。設立当時にもう1億何千万のお金をかけてたわけですから。それともう一つ、大事なことは駅周の担当者、駅周と町の役割、責任、これをきちんと整理しないとこの問題は話ができない。私はあるとき、当時の担当者に質問したときは、町の担当は補佐的な業務で、メインの換地交渉とかそのようなことは駅周組合がやる、そのように言ってたわけですけども、実際は地権者のお話であれば、町の職員が来て換地交渉もやってましたよと。総会の司会も自治会の司会も全部職員がやってました。そういうことの反省も私は必要じゃないかなというふうに思います。

先ほど言いましたように、これでもう一つは保留地が増え、換地が減った。そして一番問題なのは、換地不交付はべらぼうに増えてる。これは駅周、区画整理の一番問題なのは、駅周組合は組合員がお互いに土地を出し合って、それでまちづくりをするという基本理念がここで崩れてる。そういうことでござい

ます。そういうことで、いろいろそのことを検証していただきたい。

最後はこれは西脇町長にお尋ねしたいんですけども、答えられる範囲で先ほどのことも含めて答えていただきたいんですけども、平成31年2月8日付で駅周組合に増額の負担について申入れをされました。結果、議会に報告もなかった、委員会にも報告なかったと思うんですけども、その辺のことが分かりましたら、お答えいただきたい。併せて、町が第三者による検証をしないという理由をもう一度報告していただきたい。第三者の検証が必要ないという、その理由をもう一度詳しく述べていただきたいというふうに思います。

○議長

事業部長。

○事業部長

すみません、増額ですか、について、ちょっとよく分からないところがあるんですが、第三者による検証をしない理由なんですけど、そもそも、一般的に第三者による検証というような話についてはですね、例えば何らかの不祥事が起こったとか、何らかの法令違反があるとか、そういう問題があったときに第三者による検証、世間でよくある話だと思うんですが。今回、区画整理事業に関しては、いろいろ当初の予定とは違った部分も出てきてるわけですが、何か法令違反があるとか不祥事があるとか、そういったものではありませんので、事業としての総括は必要ですが、第三者に検証をお願いするといった事例のものではないというふうに考えておりますので、先ほども申しましたように、事業の意義や成果だとか、これまでの財政負担だとか、そういったものについては実績について事業総括したものを作成し、それをもって住民の皆様にお知らせするという考えでございますので、そういうことで御理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長

森田議員。

○8番

残念ですね。それであればその検証というんですか、総括のスケジュールがどのような時期にどのような総括をするのか、その辺のことを答弁ください。

○議長

事業部長。

○事業部長

区画整理事業の組合につきましては8月ぐらいには完全に解散という見込みでおります。よって、それ以降になりますけど、できるだけ早い時期に議会、あ

るいは町の広報等で御報告するというふうに考えております。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

ぜひともお願いしたい。私は第三者で検証すべきだと、こんだけ町の今の財政危機を招いているのは私は駅周事業じゃないかというふうに思います。皆さんはどう思ってるか知りませんが。広報じゃなくて、コロナが収まれば住民説明会で説明すべきだというふうに思います。そのことは申し上げておきます。

この問題はこれで結構です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

森田議員の大きな2点目の御質問、災害時に安全に避難できるかについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問でございます。昨年、全戸配布させていただきました平群町ハザードマップにおける土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンです。及び土砂災害特別警戒ゾーン、レッドゾーンにつきましては、平成16年から奈良県が実施しました現地調査に基づき、平成30年12月現在の調査結果により指定された区域に図示したものでございます。

土砂災害警戒区域、イエローゾーンの土石流、急傾斜地崩壊危険区域につきましては平成20年2月に作成しました前回のハザードマップからほぼ変更はございません。しかし、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンにつきましては、山間部、特に民家、住宅地に影響を及ぼす区域が新たに指定されている状況でございます。

2点目の御質問にお答えさせていただきます。

従来、の浸水想定区域は計画規模降雨、24時間195ミリを対象としたハザードマップにおいても公表しておりましたが、近年の豪雨の発生状況から平成27年に水防法が改正されまして、想定最大規模降雨、12時間316ミリを対象とした洪水浸水想定区域図を作成するものとされました。そこで、家屋の流出、倒壊をもたらすような洪水時の河岸浸食が発生するおそれがある範囲を示す早期立ち退き避難が必要な区域、いわゆる家屋倒壊等氾濫想定区域が指定され、新たに作成したハザードマップにおいて図示したものでございます。

3点目、4点目の質問について、併せてお答えをさせていただきます。

現在、指定避難所及び指定緊急避難所が11か所、福祉避難所が7か所、合計で18か所、及び広域避難地を7か所、一時集合場所を35か所指定してお

ります。これらの避難所及び避難地におきましては、平群町内にある限られた公共施設を指定し、また一時集合場所は各自治会内の集会施設や公民館等で、避難所に避難する前に近隣の避難者が様子を見る場所、一時的に集団を形成する場所として指定させていただいたものでございます。また、広域避難地は地震などによる大規模な災害発生時に避難するためのオープンスペースであり、火災発生時の火災旋風から命を守ることを最大の眼目としておりますので、水害での避難場所として指定しているわけではございません。

議員御指摘のとおり、これらの避難所及び一時集合場所の中にはハザードマップ上、水害時に使用できない表記の施設も含まれていることも事実でございますが、想定最大規模降雨による河川の氾濫、浸水等が想定された場合の住民に対する周知、注意喚起するものでありますので、降雨規模に応じて避難所として使用できる施設であると認識しております。また、水害以外の震災時にも対応するための避難所として指定していることも御理解いただければと思います。

台風や豪雨による水害は、事前の気象情報や我々が発信します情報により状況に合わせた判断が可能であると思います。避難は難を避けることであり、住宅が安全であると認識されれば、必ずしも町が指定する避難所等に避難する必要はなく、また、避難所以外の安全な場所、親戚や知人、友人宅への避難する分散避難についても検討していただければと思います。このことにつきましては、広報折り込みによる全戸周知等により情報発信をしているところでございます。

我々といたしましても、あらゆる災害が想定される中、避難所に危険を及ぼすなどのリスクもございます。いざ災害が起こり得る場合には、迅速な対応が求められる中、平群町災害対策本部を中心にあらゆる情報収集を行い、住民の皆さんへの安全、安心な判断、行動ができるよう、また住民の皆様の命を守るための情報を各種媒体、例えばメール配信システムや緊急速報メール、防災行政無線、防災アプリ、このものを通じまして発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

ありがとうございます。皆さんも御存じのように避難情報が先月の20日から避難勧告が廃止され、避難指示で必ず避難するように改正されました。また、消防庁の大雨情報も今月3日から、みなされることになったとのことでござい

ます。

それでは、再質問します。

1点目のことですが、イエローゾーンの土石流急傾斜崩壊危険区域は平成20年2月のハザードマップから変更がないということで、これはよく分かりました。ただ、特別警戒区域、レッドゾーンについては、山間部で民家、住宅に影響を及ぼす地域が新たに指定されたとのことですが、具体的にどこの地区で何か所か、何平米か増えたのでしょうか。今回の指定は県が指定したのでしょうか。

2点目のことですが、水防法が平成27年に改正されて、計画規模水量が24時間195ミリだったものが、想定最大規模降雨が12時間で316ミリに変わったことによるものとよく分かりましたが、それでは、該当自治会や住民への説明はされたのでしょうか。また、浸水が50センチから3メートル未満となっておりますが、これは現状地盤からの数値でしょうか。何か基準があるのでしょうか。これも県が指定したのでしょうか。

3点目、4点目でございますが、やはりですね、災害避難所が水害時に使用できない避難所を指定しているのは私としては理解できません。平群町の場合は、平群谷、竜田川の両岸に住んでいる方が少ないと思いますが、検討の余地があるのではないかと思います。住民の生命を守るための情報として各種媒体、メール、防災無線、防災アプリを使った指示をするということでございますが、全ての方に享受できるのは防災行政無線ではないでしょうか。ほかの議員からも指摘がありますように聞こえない、聞こえにくい、この辺の見直しが必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

それと、今年こういうものが、このハザードマップが全戸配布されました。地域版ということでございますが、これには制作年月日、避難所の凡例も載っておりません。ハザードマップはいろいろ作るんじゃなくて、こういうものは一つにまとめて、1家庭に一つ、ハザードマップにすべきだと思いますが、これは意見として申し上げておきます。こんなものはたくさん作ったところで、家庭に絶対置いてもらわなあかんもんでしょう。できたら、こういうものは一つにまとめていただいて、していただく、これはお願いだけしておきます。

再質問で答弁をよろしくお願ひします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

失礼いたします。今、何点か再質問いただきましたので、順次、答弁のほうをさせていただきたいと思ひます。

まず、1点目でございます。特別警戒区域、レッドゾーンに指定がされたということでございます。この区域についてですね、具体的に箇所がどこで何か所、また平米数ということでのお尋ねであったかと思えます。この特別警戒区域、レッドゾーンにつきましては、以前よりイエローゾーンとして指定されていた区域の中で特に民家や住宅等の影響を及ぼす区域に内数として指定をされたわけでございます。

具体的に箇所数といたしますと、イエローゾーン、警戒区域に指定されておりますのが180か所でございます。そのうち特別警戒区域、レッドゾーンとして157か所が指定をされておるということでございます。地域におきましては、それぞれ町内各地域に数か所ということでございますので、それについては、ここで今申し上げるよりもまた資料のほうを御確認をいただけたら、防災計画の中で指し示させていただいているということをお願いをいたしたいと思えます。これにつきましては、県が指定を行ったというものでございます。

次に、2点目、水防法の改正によって雨量のほうですね、ハザードマップ上の雨量が改正がされております。

前回のハザードマップから今回、想定最大規模降雨ということで12時間31.6ミリという想定雨量が示されておるわけでございます。これについて、自治会などに説明を行ったのかということでございますが、これにつきましては説明会などは開催をさせていただいておりません。ハザードマップのほうを全戸配布をさせていただいております。想定最大規模降雨によって災害の危険性、浸水の危険性がある地域について確認を願っておるところでございます。これらにつきましても県が指定をしたものということでございます。

次に、3点目、4点目、水害時に利用できない避難所を指定するのはいかなものかということでございます。

これにつきましては、最初、部長の答弁でもありましたように、限られた町内での公共施設を避難時に避難していただく場所ということで指定をさせていただいておるわけでございます。併せて、水害のみならず震災などでも御利用いただける避難所ということで指定をしておるところでございます。特に水害ということになりますと、先ほど議員もおっしゃられましたが、警報の区分も今回改正もされました。水害は事前の気象予報などである程度の予測が可能でございます。避難時に正しい行動で御自分の生命を守っていただけるということですのでそれらも可能。それらをハザードマップ上で、想定最大規模降雨が降ったときにはこの避難所が利用できない、そうなればどこに避難すればいいのかということで、先ほど最初の答弁にもありましたように、分散避難、垂直避難ということも、避難方法についても事前に御自身で確認をしていただきたいとこの

ように考えておるところでございます。

町からの情報を皆さんに伝え得る方法として防災行政無線、これがやはり一番の手段であるというのは我々も認識をしております。以前より、それぞれ各議員、また住民より聞こえない、聞こえにくいというお声、頂いております。それにつきましては、その都度、防災行政無線の放送間隔、それぞれの無線のスピーカーから流れる区域ですね、これを分割したりであったりとか、また、その放送する言葉の速度を調整したり、さらにはスピーカーの向きを調整をしたりということで、その都度、頂きました住民様からのお声に対しまして前向きに取り組んでおるところでございます。ただ、全ての皆様方に今まだクリアに聞こえるということになったわけではございませんけれども、今後もそれぞれお声を頂いたときに前向きに改善のほうに努めさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

ありがとうございます。私、聞き漏らしたかも分かりませんが、これは50センチ、3メートルというのはどこからの基準ということ、お答えなかった、聞いてないのはごめんなさいね、なかったと思うんですけどね。それと、これは県が指定したということ、よく分かりました。

それとですね、このような質問を私ですね、以前ですね、いつだったかな、27年だったかな、27年のときに同様の質問をさせていただきました。そのときはですね、信貴山、久安寺のほうは地元説明会を終えたと。越木塚、櫛原、福貴畑のところは説明会はされてなかったと。それとですね、今回、新たに水没するという地域が指定されたわけですが、これはぜひともですね、どういう形か分かりませんが、説明をしていただきたい。過去の水害を見た場合ですね、短時間に水かさが増して人身に影響がある、家屋に影響があるというようなことがございますので、それはぜひともお願いしたい。

併せてですね、防災無線、これは何とか改善いただきたい。改善なければ戸別受信機の方法もぜひとも考えていただきたいと思いますので、その辺はお願いしておきます。

再度答弁をお願いいたします。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

申し訳ございません、答弁漏れがございました。浸水深でございます。どこを基準とするかということでございますが、その場所の地盤から測ったセンチメートルということでの御理解をお願いしたいと思います。

あとそれと、それぞれの説明会ということでございます。ハザードマップを作成させていただきまして、全戸に配布をさせていただいております。これらのハザードマップを基にしてですね、住民の皆様方に今後、より、どのように避難、安全に命を守っていただけるかという部分も含めて、何らかの形で住民さんに対して周知なりをしていきたいということを申し上げておきます。

あと、防災行政無線、聞こえにくい部分で、戸別受信機ということでの御提案でもございます。今、限られた方々ではございますけれども、高齢者の方、独り暮らしの方、また、聴覚障がいの方などにつきましてはですね、戸別受信機の設置ということで進めさせていただいておりますので、その辺りも御理解いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

浸水が50センチから3メートル未満を浸水するということですね。これにはそのエリアに町の施設があったり、避難の施設があったり、老健施設があったりするわけですね。一方ですね、企業進出をお願いしております椿井のエリアもこのエリアに入るわけですね。その辺がちょっと私も非常に危惧しておりますが、それはそれとして住民に周知は必ずお願いしたい。

先ほども山口議員からもありましたが、やっぱり住民の生命、財産を守るのは自治体の一丁目一番地であるわけだと思います。住民周知はもとよりですね、行政無線の改善をぜひともお願いしたいということで、この質問はこれで結構でございます。

○議 長

事業部長。

○事業部長

防災調整池の管理責任についての御質問です。

まず、町内に設置されている防災調整池は何基か、また、その所有権、課税についての御質問です。

町内に設置されている調整池は、住宅地開発行為等により設置され、町の所有となっているものについては11基、そのほかは大規模店舗、スーパーマーケットなど民間の地下式の貯留槽等が4基と、山間部の林地開発等により設置されているもので2基あります。こういった大規模店舗などの調整池の課税は、

敷地内の舗装だとかフェンスだとか、そういった工作物などの資産合計に対して償却資産税がかかっておるといことです。

防災調整池の管理責任についてですが、管理責任は所有者及び事業者にあります。平群町が所有者となっているものに関しては、地域住民などの連絡や状況を監視し、必要であればしゅんせつ作業を行っております。過去に行った箇所は約10年前に上庄3丁目の防災調整池のしゅんせつ作業を実施しております。

次に、平成30年10月1日以降設置された防災調整池はあるかという御質問ですが、それと防災調整池が設置されていない住宅団地の分の洪水負担がどうなってるかということですが、住宅開発では平成30年10月1日以降に設置された調整池はございません。林地開発では1基あります。

昭和57年の大和川大水害を機に大和川流域を洪水被害から守るため、奈良県と市町村で流出抑制に取り組むことに合意し、流域全体で奈良県と市町村合わせて約180万立方メートルの貯留対策に取り組むこととなっております。本町に割り当てられた貯留対策量は2万2,050立米となっていることから、平成31年4月1日施行の平群町農業用ため池維持管理事業補助金交付要綱を制定し、大雨等に備え、農地への取水が必要な時期については、ため池の水位を可能な範囲で減水し、取水の必要がない時期は常時満水時のおおむね3分の2以下の水位を維持することで流出抑制を行い、令和2年度末現在、15か所の減水ため池と令和元年度に2か所の治水工事を行ったものと合わせて、平群町に割り当てられた治水対策量の約200%が達成しており、大和川流域貯留対策量はもちろん、竜田川の水量も抑制できるため、洪水負担が軽減されているものと考えております。

以上です。

○議長

総務部長。

○総務部長

調整池への課税はということで少し答弁させていただきます。

住宅開発行為等により設置された防災調整池で町へ移管されているものにつきましては非課税となっております。それ以外のものにつきましては、基本課税になっているということでございます。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

ありがとうございます。もう少しですね、どこの団地に調整池を造られてるのかという答弁をお願いしたいんですけども。

それとですね、林発には2基ほど造られてということなんですね。ほんで、住宅につきましては、管理責任は法律によって町に移管されてるので町が所有になってると。当然町のものですから非課税だよと。ただしですね、管理責任は町にありますということですね、町にあるということはしゅんせつも1か所だけやったということなんですけども、そこのほかのところは設置されてると思うんですけども、そういうしゅんせつとか、そういう管理はされたのでしょうか、それ以外にですね。

それとですね、30年以降ですね、1日以降で設置された調整池はないと思うんですけども、楨原のバンビ寺口の跡地も住宅開発はされててですね、平群駅東側にも、下垣内ですかね、住宅開発がされてたと思うんですけども、それが平成30年以前の開発なのか、面積が小さかったのでしょうか。

それとですね、調整池は30年10月1日から県条例で報告を義務づけております。きちり管理をしてくださいということなんですけども、法以前のものもしっかり管理しないと、竜田川の洪水の対策にならないと思うんですね。その辺のことが分かればお答えください。

それとですね、平群町の貯水能力は、ちょっと聞き漏らしたんですが、もう200%達成してるから万々歳だというふうに理解していいんでしょうかね。私は足りないことを心配したんですけども、平群町の場合はため池も含めて200%達成してるということでもいいんでしょうか。その辺ちょっとお答えください。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

再質問にお答えさせていただきます。

まず、調整池の位置の確認であったかと思います。どこにあるのかということで、住宅地で言いますと、北のほうから順番に楨原地区内に3基、菊美台に1基、フローラル西向の分として1基、上庄に上庄の調整池と上庄バイパス調整池ということで1基ずつ、吉新地区については駅周の関係で公園の下に設置されてます。三里に1基と、下垣内も新しい住宅開発のところに1基。あと公共施設で言いますと、ゆめさとこども園の地下に1基あるということでございます。

最近の開発での申請日のことですが、楨原につきましては、平成28年5月の申請、下垣内の、バイパス西側ですが、の申請につきましては

平成29年の1月に申請ということで、30年10月1日の適用を受けてないというミニ開発となっております。

○議長

森田議員。

○8番

ありがとうございます。住宅地の設置のがよく分かりました。

ただですね、私は最初ちょっとお尋ねしたんですけども、平成30年10月以前のやつもきっちり管理する方法を、手だてを講じなければ洪水になるんじゃないかと。30年10月1日以降については県が義務づけておりますので、これはきっちり管理していただけたらと思うんですけども、その辺のことを条例化するのか、規則か何かつくるか、そういうことで管理をきっちりする方法をおつくりになったらどうですかという質問したんですけども、その辺の答弁をお願いいたします。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

規則化をすべきではないかというような御意見だと思います。ただ、現実的には町のほうに管理義務が発生しておりますので、それはもう適正に今までどおり管理していきたいというふうに考えます。

○議長

森田議員。

○8番

今さっきですね、町以外のところがあるというふうにおっしゃったじゃないですか。店舗とか山間部があるというふうにおっしゃったじゃないですか。今まで1か所しか町はしてないというふうにおっしゃったわけですけども、本当にそれでいいんですかということですよ。私も回ったら草ぼうぼうのやつも見受けるし、土砂が堆積したところも見受けるので、この質問をしたわけですけども、その辺のところをもう一度御答弁ください。

○議長

事業部長。

○事業部長

民間設置の調整池に対する管理責任についてですね、何か規則なりということでおっしゃっていただきました。それについてはちょっと検討させていただきます。

町が管理してるものについて、最近では上庄の調整池をしゅんせつ作業した

ということで、それ以前に関して言えば、私の記憶では三里の調整池のしゅんせつをした、これはたしか2回ぐらいにわたって過去にされてるというふうに記憶しております。それ以外、町が本来管理している住宅地の調整池についてはその都度ですね、必要なしゅんせつについては行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長

森田議員。

○8番

ありがとうございます。ぜひとも調整池は管理が大事だと思いますので、規則化とかどういう要綱かどうか知りませんが、そういうことをぜひつくっていただくことをお願いいたしまして、次の答弁をお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

安全な町道にという御質問についてお答えいたします。

森田議員の令和2年度の点検、補修実績についての御質問ですが、令和2年3月議会でお答えさせていただきましたとおり、幹線道路を中心に毎月2回、職員による目視による点検を行いました。補修実績につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して、交通量の多い1級路線を2路線で267メートル、自治会の集落内道路4路線で421メートル、舗装版の打ち換えは6路線で688メートル実施いたしました。路面のくぼみ等による補修箇所は30か所で、路面標示は8路線で2,020メートルの工事を実施いたしました。そのほか歩道改修工事や橋梁補修工事の工事施工範囲につきましても、舗装版打ち換えや路面標示工事等も併せて実施しております。ただし、横断歩道や停止線等の道路標示については奈良県公安委員会の管理となっております。限られた財源の中で効率的かつ効果的に道路管理に努めてまいりたいと考えております。御理解を頂きますようお願いいたします。

次に、二つ目の質問の令和2年度の道路に起因する事故はについてお答えいたします。

本町で管理する町道を起因とする令和2年度の事故件数についてはございませんでした。また、平成30年度と令和元年度の事故件数はそれぞれ5件ございました。内訳につきましては、路面のへこみや陥没による事故が4件と支障木による事故が1件でございます。

最後に、今年度の事故件数であります。路面のへこみによる事故1件と集

水ますのます蓋の跳ね上がりによる事故 1 件で、計 2 件ございます。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

ありがとうございます。私は道路の打ち換えとかそういう大規模な補修はお金がないからできないというふうに思っております。それより、町内回りましたね、くぼみがあったり、路盤が剥がれてたり、先ほども部長からありましたように溝蓋が跳ねたりとか、そういうところが見受けられるので、そういうところの点検とか補修が大事ですよと。

それであれば、年 2 回の点検ですね、どれぐらいの時間をかけて、どれだけの、先ほど言うような穴ぼこを埋めるのにどれぐらい費用をかけてるのかですね。それと先ほどですね、路面標示は公安委員会の管理ということですけども、公安委員会はお金を出してくれるんじゃないと思うんですよね。ですね。出してくれるんですかね。本当にこれはですね、町道だけじゃなくて県道、国道も本当にひどい状況です。もう本当に停止線が消えてたり、センターラインが消えてる、横断歩道の標示が消えてる。皆さんには本当に写真でお見せしたいと思ったんですけど、真っ黒で見れないもので準備しなかったんですけども、本当にひどい状況ですね。

それと、事故については今年度ないということなんですけども、何か予算で町のパッカー車が破損したと。パッカー車、当然町道走ってるわけだと思いますので、どこで具体的なこと、ちょっと分かりませんが、町道に起因してる破損じゃないことを願っておりますけども、そら、答弁結構です。

先ほど言いましたことについてですね、どれぐらいの時間をかけて、どれぐらいの補修をしてるのか、分かるんだったらお答えください。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

道路パトロールについてですけれども、基本的には月に 2 回の実施ということがあります。都度都度、主に主要幹線走ってるんで、全てが全て行き渡ってるわけではないんですけれども、発見した場合については速やかに補修工事をやって、昨年度かな、こちらのほうは 30 か所をやってると。これは住民からの通報といいますか、お知らせもあって対応しているところです。

パトロールの所要時間ですけれども、おおむね半日以上ということで、その都度、水路の状況等も変わってきますんで、時間はそれぐらいで対応している

ということです。

○議 長

少しお待ちください。

ここで時間延長を行いたいと思います。午後 7 時までといたします。

森田議員。

○ 8 番

ありがとうございます。本当にね、詳しくは言いません。一番大事なことは町の職員が見回って、本当に補修していただいているかということが私は疑問です。

先ほどどなたか、町道のメートル数があったと思うんですけど、質問ですね、本当に停止線が消えてる。これで事故起こったらですね、本当に大変なことになると思いますので、これはぜひとも町長ね、お金をかけていただきたい。町長も毎日散歩されているというふうにお聞きしてはいますが、もう散歩したら一目瞭然だと思えるんですよ。年いったらつまづくわけですよ。そういうことはぜひとももう一度、場合によっては点検だけは外注をすとかね、補修も外注をもう年間契約でするとか、いろいろな方法を考えてください。知恵を出してください。

そういうお願いしまして、私の質問、これで終わります。

○議 長

それでは、森田議員の一般質問をこれで終わります。

4 時 5 5 分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 4 時 4 5 分)

再 開 (午後 4 時 5 5 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 6 番、議席番号 1 番、岩崎議員の質問を許可いたします。岩崎議員。

○ 1 番

発言番号 6 番、議席番号 1 番、岩崎真滋でございます。ただいま議長から発言の許可が出ましたので、先般通告しました困窮者支援について質問させていただきます。

初めに、連日ワクチン接種に御尽力されている医師、看護師、それに携わっておられる方々、そして町職員の皆様、心より感謝申し上げます。引き続き夏に向けて、くれぐれもお体、御自愛ください。

それでは、一般質問に入ります。

新型コロナウイルス感染症の影響により生活が厳しくなる人が増えました。新聞報道などによると、国は困窮世帯に最大30万円を給付することを決め、20万世帯が対象になると見込んでおり、今年度予算で500億円を確保しました。昨年の高所得者も対象となった全国民一律の1人10万円の特別定額給付金とは違い、今回は所得が激減するなど、著しい困窮状態にある世帯に支給されます。支援金は月額で、単身世帯は6万円、2人世帯は8万円、3人以上は10万円で、7月以降に3か月間支給するとのこと。

対象となるのは、総合支援資金など国の特例貸付制度を上限まで使い、返済義務のある貸付制度をこれ以上利用できない人で、同時に就労意欲があり、ハローワークで求職の相談をしているといった条件があります。

また、国は緊急事態宣言などの延長に伴い、休業者らに20万円を貸し付ける緊急小口資金と失業者らに月20万円を貸し出す総合支援資金について、申請期限を8月末まで延長することを決めました。返済時に住民税が非課税なら返さなくてもよいという仕組みもあります。

臨時の支援策だけでなく、生活保護も昨年度は23万件近くの申請があり、リーマンショック後の2009年度以来11年ぶりに前年度を上回りました。厚生労働省も自治体に対して、生活保護の申請時のハードルを下げるべく、親族の援助を受けられる見込みがないと判断されれば扶養照会をしなくてもよいとする通知を出しました。

そこで、平群町の生活保護受給者の人数や相談件数などについてお聞かせください。

また、生活を下支えするため、社会のセーフティーネットを強化するために、国、県、平群町がどのような連携をされているのか、お聞かせください。

答弁よろしくお願いたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、岩崎議員の困窮者支援につきまして、御質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金につきましては、支給対象世帯は、総合支援資金の再貸付けを終了した世帯などで、収入要件、資

産要件、求職活動等の要件を満たしたものとされております。この自立支援金の申請手続きにつきましては、7月以降に奈良県が受付を開始されておりますので、町や社会福祉協議会におきましてもホームページや広報紙などにおきまして周知を図っていく予定としております。

次に、平群町の生活保護受給者の現状についてでございます。

現在、町内では87世帯、129名の方が受給されており、年度ごとの新規受給者数は平成30年度が7世帯、18名と、令和元年度が6世帯、15名と、令和2年度が7世帯、10名となっております。

また、生活保護の相談件数につきましては、令和2年度では27件となっております。相談内容といたしましては、病気や体調不良などにより収入が減少し、生活が困窮している相談が大半を占めており、現在のところ、新型コロナウイルス感染症の影響による相談はございませんでした。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、生活困窮者を速やかに自立支援につなげるためにも、さらに町と県が情報を密にしまして、連携を強めながら、必要な自立策などが迅速に受けられるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

岩崎議員。

○1 番

ありがとうございます。生活保護受給者の状況について、よく分かりました。平群町の場合、現在のところ、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活保護の相談はなかったとのことではありますが、コロナ禍が長期化しておりますので、引き続き、生活困窮者の方の相談があった場合には速やかに必要な機関へつないでいただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、2点再質問させていただきます。

1点目、平群町の緊急小口資金と総合貸付資金の貸付件数と生活困窮者自立支援資金について、どのくらい申請見込みがあるのか、お聞かせください。

2点目、生活保護の申請時に親族の援助を受けられる見込みがないと判断されれば、扶養照会が不要とされましたが、どのような場合か説明をお願いいたします。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、再質問にお答えいたします。

1 点目の平群町の特例貸付件数等の御質問についてですが、現在、6月17日時点なんですけども、緊急小口資金が92世帯、総合支援資金が79世帯で、このうち重複の貸付けは70世帯となっております。

また、生活困窮者自立支援金の申請見込みについては、支給対象世帯としまして総合支援資金の再貸付けを終了された世帯が現在33世帯あり、この世帯の方が申請されまして、収入要件、資産要件、求職活動等要件を満たされた場合に対象となります。

二つ目の生活保護申請時の扶養照会の御質問でございます。

これまで扶養義務者による扶養の可否等が保護の判定に影響を及ぼしていたんですけども、今の時代に合った形で運用ができるよう見直しがされまして、当該扶養義務者が主たる生計維持者でない専業主婦、未成年者、おおむね70歳以上の高齢者、一定期間、10年以上の交流が断絶しているような場合などには不要義務履行が期待できないものとして、基本的には扶養義務者への扶養照会を行わないという取扱いが出されております。

内容については以上でございます。

○議 長

岩崎議員。

○1 番

生活困窮者の方の相談については緊急を要するものでありますので、今後におきましても生活困窮者が早期に自立できるように、さらに各関係機関のセーフティネットの連携強化をお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

それでは、岩崎議員の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、6月23日に改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定をいたしました。6月23日は午前9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会をいたします。大変お疲れさまでございました。

(ブー)

延 会 (午後 5 時 0 6 分)